

亜 細 亜 大 学

国際関係紀要

第 31 卷 第 1 号

論 文

街で見えないものを可視化する

——サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化がつくるみえないもの——

..... 栗原 孝 (1)

「サイゴン報道」のドラマトゥルギー (上)

..... 大塚 直樹 (55)

街で見えないものを可視化する ——サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化がつくるみえないもの——

栗原 孝

はじめに

現在、リアル空間（現実の空間）でみえにくいもの、みえなかったものを、監視カメラや防災センサーなどでみる、すなわち可視化することが進められている。またサイバー空間（インターネットやコンピューターのつながりが構成する空間）においても、たとえば SNS（Social Network Service）での発言、スマートフォンの位置情報、キャッシュレス購買歴などから得られるパーソナルデータ（個人に関する情報：詳しくは本文中であつかう）について、これまで見えなかった人やもの動きを見ようとする、すなわち可視化が始まっている。そして、それに抵抗する動きや規制する動きも生まれている。リアル空間とサイバー空間が切り離しがたく結びついて行く中、そこにおいて、みえないものを可視化することのあり方が重要なテーマとなっているのである。

本稿はその姿を「街」に焦点をあてて見ることにする。街は、サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化が急速に進められている場所であり空間だからである。では「街で見えないもの」とはどういう意味か。ことばの理解としては、どこか街角に立ち、まわりを見渡してみえないものという意味と、街にいてはみえないもの、という意味の二つがある。そして、この二つには、これまで違いがあった。しかし、サイバー空間が介在することによ

て、その違いはこれまでとは異なるものとなっている。街の中にあるものも外にあるものも、そして、街の内、外のどちらにいても、これまでみえなかったものがみえるようになっていくからである。これについては、本稿を通して明らかにしてゆくことにしたい。

ところで本稿では、サイバー空間とリアル空間が結びつき動く姿を、拙稿(2019年)で示したモノ、ヒト、コトのハイブリッド化という視点からとらえることを試みる¹⁾。その中から二つの論点を挙げておく。一つは社会についての基本的とらえ方である。どのようにとらえるか、以下、要点を示す。社会は①基本的に人間だけでなく、それぞれが互いに要素となって構成するモノ、ヒト、コトのハイブリッドな構成体である。②その要素としてのモノ、ヒト、コトは世界の各地で歴史的に形成されてきたものである。③しかし、いまやAI (artificial intelligence) やIoT (Internet of Things)、遺伝子工学やナノテクノロジーなどの高度な技術によってモノ、ヒト、コトが新しくつくり出される。④そして、歴史的に形成されたモノ、ヒト、コトと、新しくつくり出されるモノ、ヒト、コトが、リアル空間においてもサイバー空間においてもグローバルに行き来し、さまざまな出会いをし、さらにハイブリッド化する。⑤社会は、このようなハイブリッド体の集合体として構成されてゆくと考えられる²⁾。本稿でのポイントは③④、その結果としての⑤である。ただし、ここではこの視点からの分析を細かくすることはしない。基本的な視点として据えることにする。

もう一つの視点は、これも拙稿で指摘した構想され計画される純粋ハイブリッド体としての社会とヘテロジェニティを含むリアルなハイブリッド体としての社会との違いをとらえるものである³⁾。これも要点を示すならば以下のとおりである。ハイブリッド体とは異種のもので組み合わせられてできる異種混合体を意味するが、純粋ハイブリッド体とは、問題が生じないことを理想として計画しつくられるものを意味する。一方、ヘテロジェニティとは異種のもので混じり合う異種混交の状態であり、リアルなハイブリッド体とは、異質性を含んだ状態にあるハイブリッド体を意味する。本稿ではこの視点を

主として考えることにしたい。

以上を踏まえて、本稿は、まず、みえないものを可視化するとはどういうことかを整理し、次いで、サイバー空間とリアル空間がハイブリッド化する日本において、可視化がどのように進められているのかをみる。そしてそこで、みえないものがどうつくりだされるかをとらえ、つくりだされるみえないものの持つ意味を考える。

1. 「みえない」と「可視化」することについて

では、「みえない」とはどのような状態であろうか。また、みえないものを可視化するとはどのようなことであろうか。それを整理しておこう。この整理にあたって、煩雑さを避けるため、以下、とくに分ける必要がない場合、みえないモノ、ヒト、コトの総称として「みえないもの」を用いることにする。

まず、みえない状態には、気づかれずにある・いる、隠れてある・いる、隠されてある・いる、などが考えられる。これらは重なっていることもありうるし、みる側と対象の関係・条件によって異なるであろうが、その関係・条件を分けてみよう。

気づかれずにある・いるのは、①物理的に小さい（最も小さくは素粒子から）、遠い（もっとも遠くは宇宙のかなた）、物陰に隠れている・閉じた空間にある（たんなる物陰から完全密閉の物理的空間、およびネットに接続していない単体の PC 内など）、近寄れない（水中や地下の深い所や高い所にある、物理的・化学的に危険であるなど）、②過去や未来である、が考えられる。そしてこれが成り立つのは、③五感や、五感ではとらえられないモノやコトをとらえるための機器でとらえられない、④思考による理解や想像を越えている、からであると考えられる。さらに③や④が起こりうるケースとして、⑤様々なものが大量にある、雑多である、状況に紛れている、変化が早すぎる、遅すぎる、⑥はじめての出会いである、などが考えられる。付け加

えておくならば、ここで①②⑤⑥は、現在の③④が可能とする範囲において気づかれずにある・いるのであり、③④の進展によってその範囲は変るであろう。

次に、気づかれずにある・いるには、そのモノ、ヒト、コトが「能動的に」隠れている・隠す場合と、能動性がない場合がある。能動的といっても幅があり、かつ能動的という表現が比喩的な例もある。それは、単純な電子信号への反応、化学的反応から感覚的反応、さらに高度な意思までにわたる物理的モノ、半生命体、生命体の動きが考えられる。また、どのように隠れるか、隠すかの方法・手段も様々であろう。それは上記の①②③④⑤のいずれか、さらにこれらの組み合わせが用いられる。そしてそれは、隠れる・隠す反応や意思、隠れるモノ、かくまうヒト、規則、状況、そしてその操作などのコトによって成り立つ。監視・管理とプライバシー・人権・自由を巡る問題はここに生まれる。

能動性がない場合も複数ある。その一つは、隠す・隠れるという意味を介さないたんなる保管、放置、置き忘れなどである。通常はこれらのモノ、ヒト、コトは想起されたり探されたりするが、先の①から⑤までのいずれかが介在することによって、その存在が気づかれない状態になりうる。次に、⑥の出会いをしていないモノ、ヒト、コトである。これらも隠す・隠れる意思がないにもかかわらず気づかれていない状態にあるといえよう。さらに、能動的に隠れた・隠したモノ、ヒト、コトも、先の①から⑤までのいずれかが意図せず介在することによって、「気づかれずにある・いる」状態になりうると考えられる。

他方、可視化とはどのようなことか。これにも、機器や試薬による物理的・化学的測定、生物の感覚器官による感知、自然物、動植物、人工物などの観察、高度な知覚や論理的思考による認知、想像力による把握などが考えられるが、それについても、積極的、能動的に行われる場合とそうでない場合がある。

みえないものを積極的に可視化する動きは、先の①の状態にある宇宙、海

底、氷の下、ジャングル、地下などから、身のまわりの生活空間、身体内部など、さらにサイバー空間も含めてさまざまな空間について、②での誕生期の宇宙や地球、その地球上での人を含む生物の営みの過去から未来までにわたって、様々な領域で、さらにこれら空間や領域での⑤や⑥について、③における検知器、観測器などの機器や装置の開発、④における仮説と検証、理論化、想像力による形象化やシンボル化によって進められている。

他方、可視化を積極的に行わなくても、みえないものが可視化されることがある。これにもいくつかの場合が考えられる。何らかのきっかけによって隠れていた・隠されていたモノが露出する、ヒトが現われる・人目につく、コトが露見する、発覚するといった、物理的、社会的な存在の可視化もあれば、頭の中にふと昔の記憶がよみがえる、ある考えやイメージが浮かぶといった、個人的なみえないものの可視化もある。

しかし、これらの可視化されたモノ、ヒト、コトも、災害や事故、犯罪、病気などの問題として取り上げられる、文字や音や画像などによって表現されて注目されるなどしなければ、みえない状態にとどまる、あるいは忘れ去られるであろう。隠す・隠れる、見せない・見ないなどの、可視化を逃れる・防ぐ行為も働くので、みえなくなる状態がむしろ常態化していると考えられる。

以上、みえないということと可視化するということについて、どのように考えられるか整理を試みた。この整理はさらに厳密に、詳細に行うことができようが、ここではこれで十分と考える。そこで次に、サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化がどのように進められているか、その現在の姿をみることにしよう。

2. 街でみえないものの可視化を進める動き： サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化

(1) リアル空間でのモノの可視化

現在、アメリカ、ヨーロッパ、アジアのさまざまな地域で、サイバー空間とリアル空間の高度なハイブリッド化を押し進める動きがあり、日本でも「科学技術基本計画」（1996年）以来の「第5期基本計画」（2016年）で掲げられた「Society5.0」構想によって進められている。これは Society5.0 のホームページによると「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」を実現しようとする構想で、その社会では、「IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服」し、「人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服」される⁴⁾。

ここで挙げられる経済的課題とは「エネルギーの需要増加」「食料の需要増加」「寿命延伸、高齢化」「国際的な競争の激化」「富の集中や地域間の不平等」などであり、また社会的課題とは「温室効果ガス（GHG:greenhouse gases）排出削減」「食料の増産やロスの削減」「高齢化に伴う社会コストの抑制」「持続可能な産業化の推進」「富の再配分、地域間の格差是正」⁵⁾などで、現在の日本社会がかかえる大きな課題が網羅されている。

この構想については、すでにこれまで各種の研究や実験的な試みがなされ、2021年から「科学技術・イノベーション基本計画」によって、その成果の具体化を推進する段階になっている⁶⁾。

ではこの構想において「街」はどのように位置づけられているであろうか。街を含む空間である都市は「スーパーシティ」という便利で快適な生活空間として、インフラ、エネルギー、環境、農林水産業、工業、医療・介

護、教育、都市・地域、防災・減災などと並べて挙げられている。すなわち、IoT やビッグデータ、AI などの最先端技術によって上記の様々な課題の解決が図られ、「国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現するショーケース」で、一言でいえば「まるごと未来都市」⁷⁾ である。

都市は私たちの「生活の全般にまたがる」ものであり、上記の「スーパーシティ」に並ぶ項目のすべてが都市の中にあるべきものと考えられる。そして構想では、まずは以下の 10 の領域のうちの 5 つ以上をカバーしたものをつくり出すことが目標とされている。

- ・移動：自動走行、データ活用による交通量管理・駐車管理、マルチモー
ド輸送 (MaaS)⁸⁾ など
- ・物流：自動配送、ドローン配達など
- ・支払い：キャッシュレスなど
- ・行政：パーソナルデータストア (PDS)⁹⁾、オープンデータプラットホー
ムワンストップ窓口、API ガバメント¹⁰⁾、ワンズオンリー¹¹⁾ など
- ・医療・介護：AI ホスピタル、データ活用、オンライン (遠隔) 診療・医
薬品配達など
- ・教育：AI 活用、遠隔教育など
- ・エネルギー・水：データ活用によるスマートシステムなど
- ・環境・ゴミ：データ活用によるスマートシステムなど
- ・防災：緊急時の自立エネルギー供給、防災システムなど
- ・防犯・安全：ロボット監視 など

出典：地方創生「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会
「『スーパーシティ』構想の実現に向けて 最終報告」p.1。

そして、この実現のためには都市インフラの整備が必要であり、そのために以下をおこなうとしている。

- ・物理的インフラ（道路、水道、電力網など）とデジタルインフラ（横断的なデータ連携基盤）を組み合わせ、
- ・データ連携のため必要な通信基盤・センサー・デバイスなどを物理的インフラに埋め込み、
- ・そのうえで各種の新たなサービスの提供を可能にする。

出典：同上、p.3。

これをみるとわかるように、サイバー空間とリアル空間をつなぐ鍵の一つはセンサーである。センサーはリアル空間のモノの動きを感知、観測するものであるが、そのデータが伝えられることによって、モノとモノの一連の動きを作動させるだけでなく、得られたモノのデータはネットワークを通してサイバー空間に集積され、さまざまな目的のために利活用されるのである。

センサーが Society5.0 をめざす社会においていかに重要な位置を占めるのかを、まず防災を例にしてみることにしよう。防災にはさまざまある。国土交通省は「地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、がけ崩れ、土石流、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪」などの自然災害、および社会、産業の高度化、複雑化、多様化に伴う「海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、水質災害、港湾危険物等災害、大規模な火事等災害など大規模な事故による被害」¹²⁾ を挙げている。そして、これらの万が一の大災害および日常の事故に備えて、道路や橋梁、建物、岸壁、トンネル、下水道、ダム、河川などの状態を監視、観測することが必要である。そこで、多種多様なセンサーが用いられるのである。

どのようなセンサーがあるのかをみると、傾き、距離、ずれ、亀裂、ひずみ、振動、さび、水質、水量、ガス、化学物質、色、味、匂い、生物などをモニタリングするために、温度、湿度、水位、雨量、進捗、風力、土壌水分、加速度、圧力、傾斜、地磁気、放射線、塩害、Ph 他を観測、監視する物理・化学センサー、光学センサー、バイオセンサーなどの各種の多様な技術をもちいたセンサーがあり、また、調べる目的に対して異なる技術を用い

たセンサーがある¹³⁾。

これらのセンサーは、防災だけでなく、上の10の領域の別の領域でも使われる。介護施設では、起床、着床を感知するベッドセンサー、マットセンサー、ベッドの柵センサー、個人を認知するタグセンサー、通路やトイレなどでの行動の見守りセンサーなど、使用の場所の目的に応じて名称がつけられている¹⁴⁾。

防犯においては、警察による防犯カメラの街頭設置が進められるだけでなく、すでに多くの人が知るように、人の動きによって作動する防犯カメラ、カメラ付きインターフォン、オートロック、警報装置などが、個人の住宅、学校、病院、オフィス、役所などに設置されている。さらに街の空間と隣接する工場や農業の生産の場では、防災、見守り、防犯のためだけでなく、生産管理などのために、各種のセンサーを内蔵した機器の配置が進められている。

こうしたセンサー機器によって得られたデータは数値、音声・画像もそのままだけでなく数値に変換されて可視化され、活用される。そして重要なのは、その活用を一定の範囲にとどめるのではなく、インターネットを通して遠隔で管理する、さらに、広範に集積し活用の対象とすることになる、ということである。

(2) サイバー空間でのパーソナルデータ（ヒト、コトのデータ）の可視化

Society5.0においては、これらのリアル空間のモノのデータに加えて、個人の様々な情報の可視化が推進されることになった。

『平成29年情報通信白書』では「ビッグデータ利活用元年の到来」をうたい、ビッグデータとして①国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」、②企業の「暗黙知（ノウハウ）をデジタル化・構造化したデータ＝知のデジタル化」、③M2M（Machine to Machine）から得られる「ストリーミングデータ」、④個人の属性に係る「パーソナルデータ」を挙げている¹⁵⁾。

ここで、②は「農業やインフラ管理からビジネス等に至る産業や企業が持

ちうるパーソナルデータ以外のデータ」を含み、③には、上の防災に関して紹介したようなセンシングデータや、工場等の生産現場におけるIoT機器から収集されるデータが含まれる。そして白書では、②と③を「産業データ」としてあつかうとしている¹⁶⁾。④の「パーソナルデータ」とは、「氏名、生年月日、住所、などの情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」からなる「個人情報」に加え、「個人情報との境界が曖昧なものを含む、個人と関係性が見出される広範囲の情報を指すもの」とされている。ここで、「個人情報」との境界が曖昧な広範囲な情報とは、「個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された情報を含む」¹⁷⁾もので、具体的には、カーナビ走行位置履歴、ICカードによる行動履歴、DMなどの販売促進データ、会員カードデータ、カードによる購買履歴、インターネット閲覧履歴、SNS上のプロフィール、発言履歴、音声、画像、動画、オフィスでの文書、e-メール、ウェアラブル機器から収集された個人情報、医療情報などがある¹⁸⁾。

そして、このパーソナルデータを、個人を識別できないように加工、すなわち「匿名化」することによって広く活用することが可能となった¹⁹⁾。

どう活用するのであろうか。開発が進められている例を見てみよう。まず野村総合研究所の「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査（平成30年度）報告書〈別添資料〉事例集」によれば以下のようなものがある。

クレジットカードユーザのカード利用情報から消費指数を作成し、統計閲覧会員向けに指数を提供する。ドライバーの運行情報・生体情報を分析することでリアルタイムにドライバーや運行管理者に警告を発信し、事故を未然に防ぐ。医療健康情報から個々人の診療や健診等の履歴を追えるようにデータ作成し、AI分析等を行うことで、個々人の生活習慣の改善、企業の健康経営に向けた様々なサービスの材料とする。各地域で訪日外国人から得たデータを各地域事業者へ情報提供し、訪日外国人が、事業者の提供するアプリ等を通じて様々なサービスを利用できるようにする²⁰⁾、などである。

また、経団連の「提言付属資料～個人データ活用事例～」によれば、次のような例がある。「事故多発地点アラート」や「安全運転診断」などの機能を持つアプリと高機能カーナビを提供し、安全運転診断の結果に応じて、自動車保険に加入する際の自動車保険料を割引する。サービスの利用者に電子チラシを配信し、消費者の買い物エリアのデータと地域ごとに変化する天候や気温等の気象データとを組み合わせ、効果的なターゲティング広告を配信する。カメラに併設する小型コンピューター上で映像解析を行い、人物の動線や属性をデータ化・分析して、小売店のマーケティング、交通機関における安全運行、設備のセキュリティ対策、工場の作業改善などさまざまな領域で役立てる²¹⁾。以上である。

とくにこの経団連の活用事例には、パーソナルデータと産業用データを合せて活用する、サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化の姿が現われている。そこで、次にその現状を見ることにする。

(3) サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化の現状

まず、産業用データ、パーソナルデータに関わらず、ビッグデータの活用を可能にし、さらに有効にして行くのはAIの活用とリアルタイムでのストリーミングデータの処理、すなわちストリームデータ処理である。

AIの活用について安宅は「識別」「予測」「実行」に分けられると指摘している。「識別」とは情報の判断・仕分け、音声・画像・動画の識別、異常検知・予知、「予測」とは数値予測、ニーズ・意図予測、マッチング、「実行」とは表現生成、デザイン、行動の最適化、作業の自動化である²²⁾。

「識別」において、2021年現在、画像認識の活用が多様な場面で行なわれるようになった。映像機器関連企業C社は、監視カメラがインターネットと接続してネットワークカメラへと進化したことと、画像解析技術の進展によって、施設への来場者の人数カウント、性別や年齢、特定の場所での人の滞在の数と時間などを分析できるようになったことで、必要な情報を、インターネットを介して、リアルタイムで可視化できるようになったことをう

たっている²³⁾。また情報通信関連企業会社N社は、AIによる画像認識技術によって、目による判定・判別作業工程の自動化・省人化を可能にし、トンネルや建物などのインフラ劣化診断、製造業における外観検査などの分野で展開している²⁴⁾。

「予測」においても、情報通信関連企業のD社の、リアルタイムストリーム予測を、銀行業界での不正行為の軽減、与信判断のモデル化、顧客獲得、ヘルスケア業界での入院パターンの予測、医療の「ホットスポット」の特定、保険業界での保険料算出、製造界での、効率的で短納期な製造工程の実現、小売での、顧客獲得パターン化、適正在庫のモデリング等に提供する、といった例がある²⁵⁾。

警察では、従来のDNA鑑定、デジタル・フォレンジック²⁶⁾、指掌紋自動識別システム、情報分析支援システム、自動車ナンバー自動読取システム、プロファイリングなどの科学技術の活用にAIを加えることによって、犯罪予測、人身安全関連事案における危険度予測、ネットワーク上の違法情報等の自動検出などの導入を検討している²⁷⁾。

「実行」は、上記の識別、予測のサービスを導入することにより実体化することになる。話題となっている典型的なものとして、「自動運転」がある。開発が進められ、2020年度には「部分運転自動化（レベル2）」の車が、2021年度には「遠隔監視・操作型の自動運行装置（レベル3）」を備えた車が公道を走ることになった²⁸⁾。

自動運転は、一見パーソナルデータの活用とは別のIoTでのデータ活用の例と思われるが、例えば走行記録、行動記録、さらに考えられる車中でのインターネット利用記録などはデータとして取得されるであろう。さらに、個人に合せた自動運転車が開発されるならば、個人情報提供は必要となるであろう。

3. 可視化の現在：みえないものがどう可視化されているのか

以上、Society5.0のもとで、街で見えないものの可視化がいかに進められようとしているかをみてきた。そこで、これらを第1節での、「みえないということ」と「可視化すること」の整理に照らしてみよう。

まず、リアル空間のモノについて可視化しようとしているのは、③の五感を拡張するセンサー機器の開発をとおして、①物理的に：小さい、遠い、物陰に隠れている・閉じた空間にある、近寄れない・危険な場所にある、②過去や未来である、④思考による理解や想像を越えている、⑤様々なものが大量にある、雑多である、状況に紛れている、変化が早すぎる、遅すぎる、⑥はじめての出会いである、のすべての項目である。

これらは、気づかれずにある・いる、つまり、隠す・隠れる意思を介さないたんなる保管、放置、置き忘れのものを可視化するというだけでなく、①の宇宙、海底、氷の下、ジャングル、地下などから、身のまわりの生活空間、身体内部など、さらにサイバー空間も含めてさまざまな空間について、②での誕生期の宇宙や地球、その地球上での生物の営みの過去から未来にわたって、様々な領域で、④における仮説と検証、理論化、想像力による形象化やシンボル化によって、積極的に可視化しようとするものと理解できる。

Society5.0 が掲げているインフラ、エネルギー、環境、農林水産業、工業、医療・介護、教育、都市・地域、防災・減災などの項目は、①②をひろく視野に入れなくては成り立たないものである。2017年から2018年にかけて Society5.0 をSDGs（Sustainable Development Goals）と結びつけるようになったが、それによって、これはさらに求められるようになったといえよう²⁹⁾。

ではどのように可視化が進むかであるが、①については、③のセンサーの種類、性能に（実際には設置可能性に）、④⑤⑥さらに②の一部（予測という意味で）は、ビッグデータの活用、AIの活用、ストリーミングデータ処理のこれからの展開にかかっていると考えられる。

実際にどこまで可視化できているか、できるようになるかなどについて

は、いくつかの事例を示したが、「街」におけるその具体的な実現の経過については、後節で示すことにしたい。

他方、サイバー空間でのパーソナルデータの可視化はどのように進められているのであろうか。こちらについても、モノの可視化と同じように③の展開と⑤についてのビッグデータの活用によって、またAIを活用したストリームデータ処理によって、④⑥さらに②の一部について可視化が可能になりつつある。その具体的な姿は、先に紹介した産業データ、パーソナルデータの活用事例にみたとおりである。

ただしこちらについては、モノの可視化と異なり考えなくてはならないことがある。それは、(a)可視化に対して、「能動的に」隠れている・隠すこと、(b)隠れていた・隠されていたものが露出する、露見する、発覚すること、(c)悪意をもって可視化すること、(d)可視化に対抗、抵抗、回避すること、があるということである。(a)(d)は「プライバシー保護」における権利主張やその行為にみられる。(b)(c)は「サイバーセキュリティ」として取り上げられる(b)ミスによる可視化としての露出、露見、発覚、(c)の悪意をもった可視化と、これらの可視化への(d)抵抗、回避、さらに対抗である。また、(a)(d)は、プライバシー保護、被害の回避、防衛、摘発などの対抗措置としてだけでなく、悪意をもって可視化する側の、みずからの行為が露出、露見、発覚することへの対抗、抵抗、回避としてもみられる。

もう少しくわしくみておこう。まず(a)可視化に対して、「能動的に」隠れている・隠すことについて。

パーソナルデータの活用について問題が指摘されている。それが、匿名化されたデータ、あるいは匿名化がきちんとされていないデータを、匿名化されていない個人の情報、いわゆる外部情報と合せることによって個人が特定、もしくは近似的に特定される可能性があるということである³⁰⁾。監視カメラの情報とインターネット上の情報などを組合わせることによって個人を特定できるのではないか、という指摘もある³¹⁾。情報漏れへの不安は、

パーソナルデータの利用に関する意識調査の結果にも示されている³²⁾。

特に画像認識の技術の進歩がめざましくその利用が広がっており、政府のデジタル社会化の政策（マイナンバー制度）にも顔認証が含まれる³³⁾。これに対して、抵抗や回避の動きがみられる。これまでも、本人が思いもしないまま観察されたり、写真を撮られたりし、属性を探られ、記録され、その結果が活用されることはあったであろう。しかし、顔認証が民間だけでなく公的な制度にも導入され普及することによって、先述のようにインターネット上の情報と組み合わせ個人を特定する可能性がさらに増すと考えられる。可視化することの必要性が、隠れていることも、可視化に対抗や回避をすることも難しくしているといえよう。

カメラの機能、その設置について意識しない人たちが多くいること、個々の場所で画像認識の実施を確認してそれに応じて行動を変えたり判断したりするというのは現実的ではないこと、などを考えると、プライバシー侵害問題があいまいなまま可視化が進むことになるだろう。

EU では顔認証の活用のあり方について規制することになった³⁴⁾。特例を除いて顔認証の技術そのものを禁止する国もある³⁵⁾。日本においては、政府が「カメラ画像利活用ブック 総務省・経済産業省」というガイドラインを示して、活用を進めている³⁶⁾。

次に、(b) ミスによって個人情報漏れ、可視化される可能性について。

ミスは避けがたく起る。そこで、それを防ぐための手段として、作業を監視する技術が用いられる。H 社では、作業におけるミスだけでなく、他のサイバーセキュリティにかかわる問題を回避するためのサービスを、新型コロナウイルス感染問題によって増えたテレワークの場で運用できるものとして展開している。他にも個人情報の漏えいを監視する、メールの誤送信をチェックするサービスがある。さらに、あえて名前はあげないが、テレワークする社員の仕事ぶり、非正規社員の仕事の監視や社員同士のコミュニケーションの記録も行えることをうたって提供するところもある。

これらは、一方ではミスを防ぐ方策としての意味を持つであろうが、他方

で、作業者の作業の正確さや態度などを可視化し管理することも意味する。作業者と管理者の信頼関係を失わせる可能性を持つものであり、また、作業者のプライバシーの侵害にもつながる。ミスによって情報が漏れてしまうのを避けることが別の可視化を必要とし、必要以上の可視化をすることとなる可能性をもつのである。

最後に (c) の悪意をもった可視化についてである。これは、パーソナルデータだけでなく、産業データ、さらにモノにかかわる、「サイバーセキュリティ」としてあつかわれるテーマである。

「サイバーセキュリティ」については、内閣官房に置かれたサイバーセキュリティ戦略本部が「サイバーセキュリティ 2020」をまとめている。そして、主なサイバーセキュリティ事案として以下を挙げている。

1. 業務・機能・サービス障害：(1) 国際的なイベントに伴うサイバー攻撃の脅威、(2) 重要インフラ分野等のサービス障害、(3) インターネットサービス等のサービス障害。
2. 情報の棄損及び漏えい：(1) Emotet³⁷⁾ による大規模なばらまき攻撃、(2) 特定の企業を狙う標的型攻撃による情報漏えい、(3) 内部不正による情報漏えい。
3. 金銭等の搾取・詐欺等：(1) キャッシュレス決済サービスの不正利用、(2) インターネットバンキングに係る不正送金事犯、(3) ランサムウェア³⁸⁾。

出典：サイバーセキュリティ戦略本部「サイバーセキュリティ 2020」
p.9-10。

このうち、2における感染端末からのメールアカウントや本文の抜き取り、ネットワークへの不正アクセスによるクレジットカード情報の抜き取りなどを意図したマルウェア (malware: malicious software 不正プログラムの総称) や、従業員・職員によるデータの入手、持ち出し、3における、不正に入手

した ID、パスワードによるなりすまし決済、SNS を使ったフィッシングサイトへの誘導による振り込み誘導などは、とくに個人にかかわる事案であるといえよう。

これらの悪意を持った可視化を防ぐことについて重要な役割を果たすのが警察である。警察は、サイバー攻撃のような違法な可視化を防ぐよう広報し、摘発するための監視をし、犯罪が起れば捜査をして摘発する。さらに、先に述べたように犯罪の「予測」を試行している。

そのために警察庁は、サイバー攻撃対策推進体制としてサイバー攻撃に係る情報を集約・分析し、広域捜査・国際捜査を指導調整する「サイバー攻撃対策官」をおき、そのもとに 13 都道府県の警察の公安部・警備部に「サイバー攻撃特別対策隊」を設置している。また、それとともに、技術情報を集約・分析し攻撃の予兆を把握する「サイバーフォースセンター長」をおき、そのもとに本庁・7 管区・51 都道府県（方面）の情報通信部に「サイバーフォース」を設置している³⁹⁾。

各地のサイバー攻撃特別捜査隊は、サイバー攻撃に係る情報収集、サイバー攻撃の捜査、民間事業者等との連携による未然防止対策、民間の技術を検査に活用を任務とし、「サイバーフォース」は、サイバー攻撃に係る捜査・実態解明の技術支援、被害の未然防止・拡大防止のための技術支援、サイバー攻撃に係る技術情報の調査・収集・分析を任務としている⁴⁰⁾。

そして、中央の警察庁のサイバーフォースセンターは「全国のサイバーフォースの司令塔の役割を担っており、発生時においては被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等を行う拠点として機能するほか、24 時間体制でのサイバー攻撃の予兆・実態把握、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、全国のサイバーフォースに対する指示等」を行っている⁴¹⁾。

これに加えて、民間でのサイバーセキュリティへの関心を高めるために「サイバー防犯ボランティア」の活動（犯罪被害防止のための教育活動、広報啓発活動、サイバー空間の浄化活動の三つとされる）の推進を呼びかけ、情報共有を図っている⁴²⁾。

サイバーセキュリティの課題には、モノに大きく関わるものがある。

サイバーセキュリティ事案1の(2)重要インフラの事案がそれにあたる。ここでインフラとは、「情報通信」、「金融」、「航空」、「空港」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方公共団体を含む）」、「医療」、「水道」、「物流」、「化学」、「クレジット」及び「石油」の14分野であるが、これにかかわる政府機関、独立行政法人・指定法人、各自治体、そして企業は、相互に対策の共有を図ってサイバー攻撃への対抗や回避を行なうことが求められている⁴³⁾。その内容は1, 2に示された事案のすべて、および3の(3)で2020年時点での問題として挙げられた、ランサムウェアへの対応が求められる。特にインフラ分野や企業に対するサイバー攻撃は海外からのものがあり、そのため他国との連携、協力も行なわれている。

政府機関、企業等では、サイバー攻撃に備えるシステムの導入やサイバー人材をふやすなどして対策をとり続けることになる。例えば経済産業省では『サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き』を取りまとめて企業に対策を促し⁴⁴⁾、防衛省では、「情報システム」を扱う企業との契約にセキュリティの基準を入れ、情報システム以外の装備品等についても防衛関連企業と基本方針を定め対応を図っている⁴⁵⁾。また、平成26年に新編成されていた「サイバー防衛隊」を令和5(2023)年度までに、防衛大臣直轄の共同の部隊として「サイバー防衛部隊」を新編成することとし、人材確保を開始した⁴⁶⁾。

ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) を高度に使いこなす人材の拡充、育成は Society5.0 を実現する柱であるが⁴⁷⁾、セキュリティにおいてもそれは急務となっているのである。

言うまでもないが、インフラは重要分野に共通するものであり、先にスーパーシティ構想における都市インフラで示した①物理的インフラ（道路、水道、電力網など）とデジタルインフラ（横断的なデータ連携基盤）、②データ連携のため必要な通信基盤・センサー・デバイスなどの、モノのセキュリティが重要となっている。

実際に、「令和2年情報通信白書」は、以下のように指摘している。

すなわち、Society5.0構想によってIoTが普及するにともない、IoTへの攻撃が増えると考えられる。そして、IoTへの攻撃は、①ネットワーク全体への影響を及ぼす、②個人の生活データやデバイスから得た生産情報の漏えいが想定される、③IoT機器が長く使われていてセキュリティ対策が不十分でありうる、④人目による監視が行き届かずマルウェア感染などに気づきにくい、⑤IoTとネットワークの環境との違いによりセキュリティの低下が起りうる、⑥IoT機器の機能・性能が限られていてセキュリティ対策が適用できないことがある、⑦これまでネットワークに接続されていなかった機器をつなぐことにより開発者が想定していなかった影響が起りうる⁴⁸⁾。以上である。

リアル空間とサイバー空間のハイブリッド化の鍵がモノとモノのつながりにあり、モノそのもののあり方が問われているのである。

そして、総務省は、平成31年より国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT：National Institute of Information and Communications Technology）及びインターネットプロバイダと連携してNOTICE、すなわちIoT機器へのアクセスによる、サイバー攻撃に悪用されるおそれのある機器の調査及び当該機器の利用者への注意喚起を行う取組を行なっている⁴⁹⁾。ちなみに、2021年4月の結果が公表された。その内容はほぼ次のようなものであった。“特定のID・パスワードによりログインできるかという調査をおおむね月に1回実施し、ログインでき、注意喚起対象となったもの）1,857件（2019年度からの累積件数：16,910件）、ID・パスワードが入力可能だったもの：9.7万件、マルウェアに感染しているIoT機器の利用者への注意喚起1日平均554件、（期間全体での値：1日平均206件、最小：40件（2021/2/10）／最大：3,227件（2020/8/24）”⁵⁰⁾。

IoT関連の注意喚起は少なくない。対策が急がれるが、個々の現場には、センサーを用いたたくさんの機器、不揃いな機器のネットワークがある。どこまで対応可能なかは不明である。

4. ハイブリッド化によって見えなくなるもの

以上、Society5.0 構想によって進められているサイバー空間とリアル空間のハイブリッド化を通して、街でみえないものがどう可視化されているのか、そこにどのような問題があるのかをみてきた。Society5.0 構想は、フィジカル空間におけるモノ、ヒト、コトのデータをサイバー空間でビッグデータとしてまとめ、そのデータを、AI を活用することによって社会の問題解決や、快適な生活を実現しようとする。そのためには、モノ、ヒト、コトについて必要な限りすべてについて、データを以て可視化することが求められるであろう。もちろん、すべてについてデータ化することは現実的にできないし、できないための問題をかかえることになる。

どのような問題があるか、まず、可視化を進めることによって、また進める過程で、見えなくなるものがあることを考える。それが、ハイブリッド体の内で見えなくなるものである。

(1) ハイブリッド体の内で見えなくなるもの

ハイブリッド体の内で見えなくなるものとは、すでにみてきたいいくつかの問題とされる事柄にかかわる。ここでは主に、ヒトとコトについて三点を挙げる。

第一に、個人のリアルな姿がデータ化により見えなくなる、少なくとも表舞台では見えなくなることである。これはプライバシー保護やセキュリティ対策と裏腹な関係にある問題である。

各個人のサイバー空間に残す足跡は、個人情報に関わるものであっても、個人の意思とは別に記録に残る。データの上では個人は存在することになる。さらに、パーソナルデータとして活用される場合には匿名加工されたデータとして存在することになる。この匿名加工されデータ化された存在は、データの量、質によって異なるが、データのつぎはぎである。各個人のデータが少なければ荒いモザイク、多ければきめ細かいモザイクの姿ができ

あがる。特定の個人として識別されないために、これは避けられないことであるが、それは生身の姿とは異なる。たんに異なるだけではなく、このデータ化された個人は、データの量によって部分的であったり、質が悪く偏っている可能性がある。そして、このモザイクである上に偏りを保つかもしいないデータ化された個人との出会いの経験が、今後増すであろう。そしてそれは、その個人について偏った認識をつくり、さらにリアルな個人に対する認識をつくることにつながる可能性をもつ。偏った情報によって偏見がつけられる現象はこれまでもあったが、パーソナルデータが利活用されることになれば、それはたんなる偏見、それにともなううわさ、デマに終わらず、次にあつかう信用スコアでの評価に関わり、実害を生むことになる。

もちろん、データ化されることによってリアルな個人の存在がなくなるわけではない。プライバシー保護のためにはモザイクの姿が望ましい。しかし、データ化された個人であることを受け入れてゆく大きな流れがあるのが現実である。偏りのないきめ細かなモザイクの姿となるためにデータをより多く提供するか否か、判断を迫られる。いずれにしてもリアルな個人は、データ化した、モザイク状態で描かれるパーソナリティの陰にあり、かつデータ化された自分と向合って過ごす存在となるのである。

この状態におかれた人びとが意思表示のために選択するのが、可視化に対して隠す、抵抗する、回避する、遮断するなどの積極的にみえなくなる・みえなくする行為である。ID、パスワードなどの厳守、インターネット上で匿名をつかう、インターネットに発信しない、写真や個人的情報を挙げない、究極の手段としてインターネットやスマートフォンを使わないなどである。これらは、あったものがみえなくなるのではなく、みられることが増したために生じた必要としての行為である。

この積極的にみえなくする行為には、プライバシー保護とは別の思惑からのものである。サイバー空間を利用する犯罪者とその行為である。彼らのサイバーセキュリティに対する行為、手段、手法、ルートなどは、不特定多数の個人、たくさんのIoT機器、そのネットワーク、そして、セキュリティシ

ステムや可視化に携わる人、警察などに対して、隠す、抵抗する、回避する、遮断するなどを狡猾に行なうことに他ならない。これら悪意をもってみえないようにする行為は、セキュリティが高度化すれば、それに応じてさらに工夫される。終わることなく、みえないものがつくられ続けられるであろう。

みえなくなるものの第二として挙げたいのは、パーソナルデータの活用例として注目されている「信用スコア」にかかわるものである。信用スコアとはどのようなものか、みずほ銀行とソフトバンクのJ.Scoreの例を示すことにする。信用スコアとは、本人の同意のもとで「誕生年や学歴といった属性に関する情報、年収等の仕事に関する情報、生活や住まい、借り入れ状況に関する情報を元にAIを活用して1000点満点で算出されるもの」であり、さらに「AIスコア・リワード」として、このスコアを元につくられるランクに応じて、自分の情報を提供する複数の企業からの情報や特典を得られる、ものである⁵¹⁾。

大屋は「個人信用スコアとは、それぞれの個人の持つ信用力——どのくらい契約を確実に履行するか、債務を返済するか、道徳的に正しいとされる行為を選択するかといった要素を可視化し、一定の数値として示すシステムのことだと考えることができる」⁵²⁾と、信用スコアの基本的性格をまとめている。積極的に利用することで利益を得ることができれば、サービスの提供者（信用スコア提供事業者）とサービスの利用者の双方にとって良いサービスといえよう。

だが、「信用スコア」についてはみえないリスクがあると指摘されてきた。その一つが、スコアリングを行なうAIに関するものである。AI解析には、学習データの選択、質によるリスク、出された判断の基準に不透明さがあり、AIが結果を出す時点でみえないものをつくりだすということである。現在、このリスクについては「説明可能なAI」「ホワイトボックス型AI」の開発によって対応が進められている⁵³⁾。技術的な問題の改善はこれからも進められるであろう。

とはいえ、改良が進むとしても、スコアリングを使うことには基本的な問題がある。それは、「信用スコア」が「バーチャルスラム」「バーチャル貧困」を生むリスクを抱えていることである。つまり、「AI スコアリングが広く一律に適用される社会では『全ての分野からフィルタリング時点で弾かれてしまう人』が増えるリスクがある」「加えて、従来はスコアリングがそれほど一般的でなかった分野（例えば結婚など）においても個人の信用能力がフィルタリングに用いられるようになった場合、スコアの低い人はそこから弾かれてしまう可能性がある」⁵⁴⁾ということである。

スコアリングを使用することの妥当性として、個人的、恣意的な判断ではなく AI が判断することによって生じる差別は「合理的な差別」⁵⁵⁾であるという考え方がある。しかし、合理的に判断できるとしても差別であることには変わらない。スコアリングは基本的に人の序列化であり、差別につながりうる。そして、見落としてはならないことは、「合理的な差別」が前提するように序列化はこれまでもあったとしても、スコアリングの使用によって、これまで以上にいろいろな場面で適用されることによって、その意味が変わるということである。

リアルな空間での序列を反映してサイバー空間での差別が生みだされる。そしてサイバー空間での差別がリアル空間での差別につながる。サイバー空間でどのように広がるのかはみえない。気づかないうちに差別が広範囲におよぶことになる。そしてもう一つ、みずから積極的にみえなくするのではなく、サイバー空間に参加できず、積極的に可視化するか露見しなければみえなくなっていた人たちも、その意思にかかわらず、サイバー空間での差別の扱いの中に置かれることになるのである。

第三点として、これまであつかってきた可視化をめぐるさまざまなことが日常化することによって、みえなくなることを挙げる。言いかえると、おたがいに可視化している・されていることがあたりまえのことになって、みえなくなるということである。

ライアンは「監視が生活様式全体の一部となったありさま」を研究対象と

するために「監視文化」という用語を採用して、このみえなくなることを説明している。「監視はもはや、私たちの生活の外部にあるのではない。好むと好まざるとに関わらず、一般の市民は日々、新たなやり方で監視に向かい、交渉し、抵抗し、関与している」⁵⁶⁾。その結果、そこにある思考、ふるまい、きまり、機器などの「文化」は、身につき、特に意識しなくなるのである。

監視を進める際には、監視の機器を親しみやすくする工夫が行なわれる。監視を可視化、見守りなどと表現する。監視カメラが防犯カメラと名を変え、装置のデザインや大きさも工夫される。その中には、あえて防犯のためにみえるように設置する工夫もある。それも安心、安全のためとして受け入れられる。問題とされる社員の作業監視も、正当性を認められるのであれば定着していくであろう。こうした工夫のひとつひとつを通じて、相互監視、可視化があたりまえになる、すなわち、意識しなければみえなくなる。サイバー攻撃もスコアリングによる序列化も、意識しなければみえないままである。そしてこのような状態であることが日常化していて、それがあたりまえのこととして受止められてゆくのである。

(2) ハイブリッド体の外でみえなくなるもの

以上、サイバー空間とリアル空間のハイブリッド化という構想に沿って作り上げられる社会の内部でみえなくなるものについて考えてきた。しかし、みえなくなるのはこれだけではない。

Society5.0のような構想は、本稿の冒頭に示したような、その姿を実現するためにモノ、ヒト、コトのこうありたい要素を組合わせてできあがるトータルな純粋ハイブリッド社会の物語であり、現実の不揃いで経年変化をしていくモノ、ヒト、コトからでききるリアルなハイブリッド社会とは異質なのである。現実には純粋ハイブリッド体の空間をこえたリアルな空間があり、純粋ハイブリッド体の空間はこのリアル空間の中につくられるのである。この視点から、以下 (i) 純粋ハイブリッド構想によって除外されるた

めにみえなくなるもの、(ii) 純粋ハイブリッド体を構成する要素が分散することによってみえなくなるもの、という二つの点について考える。

(i) 除外によってみえなくなるもの

除外によってみえなくなるものを、スーパーシティによってイメージされる純粋ハイブリッド空間としての都市と、その外におかれる地方の小さな市町村、そして、その中の地域との関係に着目して考えることにする。ここで除外とは、ある一定の条件を満たさないために純粋ハイブリッド体から外され、あるいは外れていくということである。サイバー空間では、つながりが減る、つながりが一定の範囲に限られ、他とのつながりが減るという状態になることである。それを、スマートシティ官民連携プラットフォームの「スマートシティプロジェクト」と内閣府「地方創生」の事業の展開に見ることしよう。

スマートシティとは、スマートシティ官民連携プラットフォームによれば「ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場」⁵⁷⁾ である。つまり、「スーパーシティ」のさきがけとなるものであり、さまざまな形でモデル事業が進められてきている。

スマートシティ官民連携プラットフォームには、内閣府「SIP⁵⁸⁾ アーキテクチャ構築及び実証研究」内閣府「近未来技術等社会実装事業」総務省「データ利活用型スマートシティ推進事業」経産省「地域新 MaaS 創出推進事業」国交省「スマートシティモデル事業」国交省「新モビリティサービス推進事業」などの、一連のスマートシティプロジェクトの「プロジェクト一覧」が紹介されている。これによると採択された事業は 2021 年 7 月時点で 184 件、うち、「スマートシティモデル事業」は 45 件である⁵⁹⁾。他のプロジェクトは、「データ利活用」「Maas」「モビリティ」など特定のテーマに限られているが、いずれもサイバー空間でのデータの集約と AI 活用など用

いたもので、内容において大きな違いがない例もある。その中で「スマートシティ」を一步すすめた「スーパーシティ構想」で掲げられた10の領域の多くを含むものとして、福島県相馬市「ロボットのまち南相馬の復興に寄与するロボットを社会連携インフラとするまちづくり」埼玉県熊谷市「熊谷スマートシティ推進協議会」千代田区「大手町・丸の内・有楽町地区 スマートシティ推進事業」加賀市「スマートシティ推進事業（加賀市スマートシティ推進官民連携協議会）」愛知県岡崎市「スマートシティ実現で増幅するエリアの引力（岡崎スマートコミュニティ推進協議会）」大阪市「うめきた2期地区等スマートシティモデル事業」福岡県「福岡地域戦略推進協議会」などがある⁶⁰⁾。

「シティ」の構想である以上致し方ないとして、大都市の場合は、ほぼ複数の建築物の範囲（羽田第1ゾーンスマートシティ）か街の一角（千代田区、大阪市、福岡地域のケース）に限られる。地方都市の場合には市全域を対象としている。また、地方都市の場合、産業の広がりもあって産業の総合性も増すといった傾向が見られる。

「地方創生」の事業でも「地方創生 SDGs」が進められており、「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業 事例集」には110件を越える事業がある。そのうちICT、IoT、AIの活用と思われるものが20件ある⁶¹⁾。こちらは北海道から沖縄までの地域での地域活性化を目的としていて、農業、林業をはじめとして地域の産業、観光などを生かした地域経済の活性、交通、医療、防災、高齢化、少子化などに取り組むために活用するといった内容がある。とはいうものの、その数は日本全国に1,724ある市町村のほんの一部に過ぎない。

「地方創生」事業ではまた、2020年から、「地方創生推進交付金制度」でSociety5.0タイプの事業に対して交付金を支給するようになり、2021年3月までに3回選考して9件、5件、18件が対象となった。これも各年度に1,800件以上あった申し込みのうちのごく一部にとどまった⁶²⁾。

以上をとおしてみえることは、都市の一部、あるいはいくつかの地域を、

サイバー空間のつながりを活用した、つながりに満ちたハイブリッド空間にすることがうまく計画されているか否かによって、地域の選考が行なわれるということ、そして、そこに入らない、入る条件をみたせない地域は外れてゆくということである。

他方、社会的インフラ整備を担当する国土交通省では、平成30年12月14日から平成31年1月25日まで「スマートシティの実現に向けたシーズ・ニーズの提案募集」をおこなった。61の地方公共団体から271件のニーズ提案があり、そのなかから先行モデル15件、重点事業化促進プロジェクト23件を選定した。そして「企業や地方公共団体等が構想を具体化させるなど、各地域における取組みへご活用ください」という形で公表している⁶³⁾。

選考されたニーズは複合的、重層的な内容である。選定されなかったニーズには小さな自治体のささやかな要望がある。そして、ニーズを出さない自治体は数多いというのが実態である。スマートシティ事業に関心を持っていない、しても意味がない、それどころではないということなのか不明である。シーズ・ニーズ集を参考にみる数もどのくらいあるのかわからない。わかるのは、マッチング報告である。

公開されている情報から安易に判断するのは避けたいが、以上の状態から、政府の政策や事業を周知して広げるのはなかなか難しいことがうかがえる。また、採択事業という形でSociety5.0構想を進めることにも限界があると思われる。選定地が増えているとはいえ、限られている。多くの市町村はみえないままになっている。

ちなみに、スマートシティとはなにかを知っているかを調べた調査があるが、2020年時点で、聞いたこともないという人が48%、内容まで知っている人が11%（100万人以上の都市で15%）という結果だったという⁶⁴⁾。政府の施策もみられていない、みえていない状態である。

Society5.0構想は、スマートシティ事業とは異なり、「シティ」「地方」というくくりではなく、「少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題」を克服して、「一人一人が快適で活躍できる社会」を目指す⁶⁵⁾。どの地方、

地域であるかにかかわらず一人一人を対象とするものである。だが、以上見てきたとおり現状はだいぶ異なる状態にあった。実は、スマートシティや Society 5.0 が国民に知られていないというのは、政府の認識でもあった⁶⁶⁾。そこで Society5.0 構想の実現に向けた「科学技術・イノベーション基本計画」では、格差なく全国的に広げるためには、まちづくり推進運営組織を設置する、新技術の活用によるデータの有効活用をおこなう、分野や地域を越えた連携をするためにマネジメントを拡充するなどが必要である、とした⁶⁷⁾。

これは、事業を広める、つながりをつくり出す工夫を含む内容であると理解できる。そして 2021 年 5 月に、令和 7 (2025) 年度まで 5 年間の指針「第 5 次社会資本整備重点計画」を閣議決定した⁶⁸⁾。そこでは、これまでの社会情勢の変化として①激甚化・頻発化する自然災害、②人口減少等による地域社会の変化、③国内外の経済状況の変化、④加速化するインフラの老朽化⑤デジタル革命の加速、⑥グリーン社会の実現に向けた動き (2050 年カーボンニュートラル等)・ライフスタイルや価値観の多様化をあげた。

そして、これから取り組むべき重点項目として①新防災・減災が主流となる社会の実現、②持続可能なインフラメンテナンス、③持続可能で暮らしやすい地域社会の実現、④経済の好循環を支える基盤整備、⑤インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション、⑥インフラ部門の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上、をあげた⁶⁹⁾。

「令和 2 年度国土交通白書」に記されているデジタルマップ、ICT の利活用による高度な水管理・水防災、交通関連ビッグデータの活用、スマートシティの推進、公共事業における新技術活用などの継続とともに、防災・災害のための予測、状況把握、復旧やインフラメンテナンス、建設における設計・建設許可申請、施工などにおける新技術の適用が明記された。

では、その中で地方の小さな市町村はどのように位置づけられているのであろうか。それを取り出してみると、流域治水、滞在快適性向上区域を設定した市町村数を増やす、水辺空間を利活用する地域、あらゆる世代が活躍する「道の駅」の環境整備する区域地域などが関連する事項と思われる。そし

てさらに、注目すべき内容がある。「③持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」の項目が目指す姿である。それを、次のように説明している。

「東京一極集中型から、個人や企業が集積する地域が全国に分散しそれぞれの核が連携し合う多核連携型の国土づくりを進め、テレワークや二地域居住など新たな暮らし方、働き方、住まい方を支えるための基盤を構築する。また、高齢者、障害者、子ども、子育て世代など、全ての人が安全・安心で不自由なく生活できるユニバーサルデザインのまちづくり、地域の自然や歴史文化に根ざした魅力・個性を活かしたまちづくりを進め、持続可能で暮らしやすい地域社会・地方創生を実現する」⁷⁰⁾。

つながりに満ちた都市の空間と地方をつなぎ、地方間のつながりもつくりだすことによって、現在の日本が抱える重要課題の解決を図るという魅力ある内容である。

しかし、その地域はどこであり、それをどのように決めるのであろうか。「科学技術・イノベーション基本計画」には、前述のように、格差なく全国的に広げるためにまちづくり推進運営組織を設置する、横展開をはかる、というアプローチが示されているので、そのように進めるのであれば、各市町村のニーズを聴取し、必要な人員を配置して推進することになると想定されるが、そうなのであろうか。

そこで「第5次社会資本整備重点計画」のインフラの扱いについてみると、「人口減少が進展する中、必要性の減少や地域のニーズ等に応じ、インフラの廃止、除却等の対応を取るなど、一つのエリアにおいてどのようなインフラが必要で、どのようなインフラが不要なのかという全体の最適化を図っていく必要もある」⁷¹⁾ という前提にたって、「各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的、効果的に整備するための計画として、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定する」⁷²⁾ とある。つまり、各市町村のニーズを聞く、その上で種々の観点から不要なインフラの廃止、除去、必要な建設を含めて、全体の最適化を図って検討するということである。

しかしこれは、もう一步踏み込んで読めば、人口減少が進んでいる地方の地域は、都市と連携して土地の個性を生かした持続可能で暮らしやすい地域になるか、住民のニーズを取捨選択あるいは縮小してでも満たすことができれば、それで良しとする地域になるかを、全体の最適化を図って検討するということにも読める。

実際に、各市町村、さらにその中の地域のどこでもが、先の個性を生かした魅力的な地になりうるわけではないことを考えると、多くの小さな市町村、そしてその中の地域は、デジタル・ガバメント⁷³⁾の「社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る」⁷⁴⁾という方針によって、基本的かつ最低限の行政サービスを受けるほかには、可能であればいくつかの要望を上積みしてゆく形で Society5.0 社会に組み込まれることが推測される。

ここで問われるのは、基本的な最低限のサービスとは何かであろう。社会保障の範囲なのか、デジタル社会としての基本的インフラまでを含めるのか、そしてそれは何かである。上にみたように、地方の市町村は都市とつながることによって持続可能で暮らしやすくなるのである。各市町村では、住民のニーズを十分把握して都市とのつながりを考え、それをもって国との話し合いに臨まなければ、その地域・住民のニーズはみえないままとなる。でなければ、各地の、少ないものであっても多様なニーズが除外されてしまうであろう。そうならないようにするためには、政府の方針をみえるようにするとともに、地域の状態とニーズをみえるようにするという、相互の可視化が求められる。

政府は、2020年9月から12月まで17回にわたって「次期科学技術・イノベーション基本計画の共創に向けた全国キャラバン」を、新型コロナ感染状況下でありほぼ ONLINE で17回実施したが、これはどの程度どのような効果をもたらしたのか、大学、学会の主催であり民間に広まるものではなかったと推測する⁷⁵⁾。

一方、地域では、自分たちの地域をどのように都市のサイバー空間とつな

ぐかを明確にしなくてはならないであろう。しかし、その手段が採択事業では限界があることはすでに明らかである。そこで、それを補うために、「地方創生」のホームページに、各種の活性化プランや支援制度の他に、「地方公共団体等へ人材を紹介・派遣する事業に関するワンストップ窓口」をもうけて、地方創生人材支援制度、地方創生コンシェルジュ、地域活性化伝道師などを配置している。しかし、ここにどのくらいのアクセスと、実際の活用があるのかは、残念ながら不明である。

いずれにしても進行中の構想である。成果を見守るしかない。ここでは以上の現状を踏まえて、まとめておきたい。

Society5.0 構想は、現在のさまざまな問題を解決するという目的をもったものである。そのためにこれまで見えなかった、みえても手をつけられなかった個々の地域のこれからを、みえるようにすることを目指している。そのような構想であるはずである。とすれば政府は、地域が十分にみえるようにすることが必要であり、それをしないまま、あらかじめ決めた方針に沿って地方、地域を取捨選択しないことが求められる。ここで選択枠を定めることは、個々の市町村、その中の地域の要望、ニーズを切りつめ除外すること、すなわち、それらはみただけでも、ないことにしてしまう。

たとえば都市の生活につながる山奥のダムや河川や道路は、防災対策として、その監視のシステムに必要なモノが設置されサイバー空間に組み込まれるであろう。他方、山里の人の住む地域はどうであろうか。先述の「社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る」範囲で組み込まれるであろう。しかし、それ以上となるであろうか。確かに各地方、地域には、それ以上には Society5.0 構想にあてはまりにくい、あてはまらない事情がある。そうであるからこそ、その事情を汲み取らなければならないのではなからうか。でなければ、その結果、あとは、個人的に、スマートフォンで外とのつながりを保つ他に手立てがなくなることになる。テレワーク、遠隔会議を推奨する一方で、このような地域をつくるならば、まさに新しい構想によって、見えなくなる場所、

みえにくくなる人たちをつくりだすことになるだろう。

人口減少による過疎化、村の消滅といった地域の問題はこれまでもあり、これからもあり続ける恐れがある。それは、その土地の人の生活の営みや風俗、風習、すなわちヒト、コトが失われるということである。Society5.0 構想は、この問題に対処することを掲げた。しかし、サイバー空間のつながりによってそれが防げるのか、残念ながら、デジタル化のためのインフラの整備の今後が不明な現状にあっては、難しいと判断するしかない。

地域の生活が失われてゆくことは、ひいてはその土地の山林や田畑、河川（などのモノ）の変化にもつながってゆく。Society5.0 構想では、山奥のダムであれ河川であれ、特定のモノは純粹ハイブリッド体の内なるモノになる。しかし人の手が入らなくなった多くの山林や田畑は除外され、つながりをもたないモノとなってゆく。ヒト、コトとのつながりが切れたモノは、リアル空間を構成し続けるが、人の目にふれることの少ない存在となるであろう。

(ii) つながりを絶たれ分散することによって見えなくなるもの

モノは、リアル空間ではもともとつながりをもっている。つながりはモノとモノにもあり、人が関われば、さらにヒト、コトを介したつながりを持つ。

Society5.0 構想ではモノをつなぐ。その軸は IoT をつなぐセンサーであり ICT である。そこに用いられる機器は複雑につながることになる。しかし、このつながりから外される機器もある。このようなモノの存在について、次に考えることにする。

トヨタは、裾野市の工場跡地に Woven City という、スーパーシティを建設している。そこには最新のアイデア、機器、設備、施設が盛り込まれる。新しいモノ、ヒト、コトの集合体として作られる典型である。Society5.0 のようなハイブリッドの純粹型をつくるには、「いかに対象をシステムとして効率的に管理・運営できるかを目指す」⁷⁶⁾ ために、要素を選定する。だが、その外のリアルな空間は、不揃いで、経年変化をしたモノ、ヒト、コトから

できている。純粋なハイブリッドにはそぐわないものにあふれている。そのため、純粋なハイブリッド体をつくるには、古いものは、選定されずに残される。それらは無くても良いもの、「あってはならないもの、無くすべきもの、当面無関係なものとして扱われる」⁷⁷⁾であろう。IoTの設計上も、セキュリティのためにも、古いものは使わないほうが良い。除外するほうが良い。除外されるのは古いものだけではない。ふさわしいとして選定された新しいものも故障したり、壊れたりする。壊れなくても新しい性能を持つものと交換される。

そこで、つぎに考えなくてはならないのは、この除外されたモノがどうなるかである。

除外、すなわちつながりを絶たれたモノは、分解されて再利用されたり、放置されて壊れてゆくことになる。モノはさまざまな要素から成り立っており、分解や壊れることによってこの様々な要素が解き放たれる。これを分散と呼ぶことにすると、分散によって要素がばらばらになるということは、要素どうしのつながりが切断される、無くなるということでもある。例えば、ネットワークが切断されることによってIoTは機能上壊れた状態になる。すると、その回線はネットワーク上にみえなくなる。この現象がハイブリッド体の内で起れば、デジタルツイン技術を用いなくても、トラブル、故障として対処される。しかし、ハイブリッド体の外であつたらどうであろうか。みえなくなる可能性がうまれる。

IoTを構成する際に不要として除外される古い機器、これから採用される種々の機器、たとえばセンサー装置、整理・分析機器、ネットワーク機器、ドローンなど、もちろんスマートフォン、家電、自動車などのモノも、故障や経年変化でいずれ除外されるであろう。

除外されたモノは、一般に廃棄物となると考えられるが、そう単純ではない。「再利用」されるか、「その一部が相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの」は「有害使用済機器」として扱われるか、まったくの

「廃棄物」となる⁷⁸⁾。そして、有害使用済機器は解体され、有害物質（PCB、水銀、ヒ素、カドミウム、鉛、ダイオキシン、高濃度の酸・アルカリ、その他）を精錬して取り出す、無毒化する、破壊する、安定化させるなどの処理をし、それ以外のパーツはそのままか破碎処理をして鉄鋼材料や金属類（金、銀、銅、白金など）と、廃棄物に分けられる。そして、「再利用」品は国内、国外で商品となる。価値のある金属類は精錬され原料となる。廃棄物是一部加工され再商品化する、燃やす、埋めるなどされる⁷⁹⁾。処理をすませない有害使用済機器は、有害物質の飛散・流出、流れ出した場合の汚水による土壌や公共用水の汚染などを防ぐために厳重に保管することが義務付けられている⁸⁰⁾。

このような分解したものを選別して処理すれば、すべてみえつづけるように思われる。しかし、そうではない。少なくとも日本において2018年まではそうではなかった。

Society5.0 構想が「第5期科学技術基本計画」（2016-2020）で出される以前の2010年から、スマートシティの実証事業が始まっていた。この過程で、規制がされるようになったのである。つまり、前述の処理が制度化される2018年までは、水銀を含むモノの分別収集が不徹底であったり、収集されたものが管理されずに置いてあったり、「スクラップ」として放置されたり、不法投棄されたり、という状態であった。国外に持ち出されたモノが、手をつけられないまま山積みにして放置され、問題になった⁸¹⁾。2018年までは、分解されたか、壊れて分散したか、さらに有害物質がどのように分散したかはみえていなかったのである。この間の有害物質は、これからも健康被害などの形でみえるようになるか、みえないままにとどまると考えられる。

では、規制が始まった後はどうであろうか。考えられるのことの一つは不法行為である。国内の廃棄物の不法投棄のデータによれば、関連機器について特定できる不法投棄はないようである⁸²⁾。あるとすれば不法に国外に持ち出しすることによるが、これも規制が強化されているので難しくなっていると思われる⁸³⁾。もう一つは分別収集の不徹底、個人の不注意などが考え

られる。特に電池類についてはその可能性がある。量としては少ないかもしれない。さらにもう一つある。近年頻発する水災害がもたらす流失である。土砂崩れによる埋没もあるが、水害の場合、広い地域のモノを大量に河岸、海に放出する。今後、防災のために河川近辺にたくさんのセンサーを備えた機器が設置されるであろう。それさえも流失することを想定しなくてはならない。海に流れ込むモノの回収は難しい。回収される前にモノが壊れ、有害物質が分散することも避けられない。ここに、みえなくなるものがつくられる可能性があるといえよう。

そして、あらためて考えなくてはならないことが一つある。それはナノ粒子（もしくはナノマテリアルとよぶ）である。これから大量に使用されることになるセンサーに、大きさが10～100 nmの金属ナノ粒子が用いられる。センサーは、小型化、低電力化されてゆく。多様なセンサーの開発、能力の向上のためにナノ粒子が寄与することが期待されている⁸⁴⁾。

しかし、ナノ粒子の安全性については、過去10年以上にわたって国際的に検討が続けられている。ある種のは健康被害をもたらすことはあるとされ、化粧品への使用を禁止された⁸⁵⁾。ところが、ナノ粒子は自然界にもあり、人工的に作られたものもあり、すでに長年使用されてきていて、多種類あるナノ粒子のどれがどのような害をもたらすかはまだ十分に確認されていない。2006年にOECD工業ナノマテリアル作業部会が開設され、ナノ粒子を産業化している国々がナノ粒子の定義づけ、ナノ粒子の規制の状態などを報告しながら研究を続け、情報を共有するという状態である⁸⁶⁾。日本も情報共有しつつ研究を続けている⁸⁷⁾。

有害物質については、使われなくなっただけでなく、製品への含有や残存、生産過程での流出なども管理が求められる。たとえば半導体の基板製造過程で用いる洗浄剤や重金属の有害性が明らかになり規制された過去があるが、いまでも、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造が原因者とされるVOC（洗浄剤）、重金属の汚染の継続監視調査が続けられている⁸⁸⁾。

ナノマテリアルは空中飛散するので、製品に含まれるものだけでなく、この点から生産現場、周辺地域への影響も考えなくてはならないであろう。ナノマテリアルについては、一部健康被害が出ているが、ほかは不確定であるという。そのため調査・研究を続けるという状態である。そのような状態のもとで使用が進められている実態である。みえないところでリスクがうまれる、さらにリスクが特定できない可能性を否定できない。

有効に使用できるとされてきたモノの認識が変わった例として、プラスチックがある。マイクロプラスチックは私たちのプラスチックの認識を変えた。海を漂い海の生物に巻きついたり、その体内から出てくるモノとして現れた時点で、私たちのプラスチックの認識は揺らいだ。そしてさらにマイクロプラスチックとして、次元の異なる問題のモノとして現れた。小さな姿で海中・海底にあるだけではなく、街の道路上の空気にも山岳地にもある、空中を飛来し漂うモノとしての姿を現した⁸⁹⁾。その害もようやく明らかにされつつある⁹⁰⁾。

モノの要素は、製品としての体系が壊れ分散した先で何をもたらすのかが不明なことが多い。とくに、先進技術の人工的につくられた要素が、ほかの体系の要素であったモノと出会ってつながりをもってしまうことは、マイクロプラスチックが有害物質を吸着させるということで示されている。ナノマテリアルはさらに微細なレベルでその可能性を考えなくてはならないであろう。ナノマテリアルの利活用は多方面での有効性を期待されており、実際にそれが行なわれている。そのため、規制しつつ利活用したとしても大量に分散する可能性があると考えなくてはならない。とすれば、害が少ないと言われるモノでも量が増した場合に害はないのか、害を及ぼす期間、時間が短いと言われるモノでも長期的蓄積による害はないのかなどを可視化しつづける必要があろう。害を及ぼす複合体の要素として、姿を特定されずみえないまま存在することもある。複合汚染を追う研究もおこなわれている⁹¹⁾。これは河川の水生生物の研究であり、海洋におけるナノマテリアルという小さな姿がもつ問題の研究はさらに途上であろう⁹²⁾。その影響が特定できない、

みえない因子になる可能性があるのかもしれない。

このみえないモノが、空中にも水中にも存在する。私たちの身体の中にも存在する。すでに、ナノ粒子は、ハイテク機器とともに生活するわたしたちのハイブリッド社会の、みえない構成員であることはまちがいない。

むすび

みえないものを可視化するというテーマのもとに、街に着目してハイブリッド化する動きを追ってみた。眼の前で変わり続ける現象をどのように可視化するか。サイバー空間とリアル空間のハイブリッド体としての街と社会、そのハイブリッド体の周辺に位置づけられ地方の地域、そして、ハイブリッド体のメンバーとして位置づけられないモノについて、考えた。サイバー空間とリアル空間の純粋ハイブリッド体は、サイバー空間でつながるかぎりでその境界が定まる。しかし、サイバー空間とリアル空間のリアルなハイブリッド体はそれを越えたリアルな広い空間に成り立つ。純粋なハイブリッド体はサイバー空間とリアル空間をつなぎ一つの空間にすることで、リアル空間でこれまでみえなかったことを可視化する可能性を増していく。このハイブリッド体の空間内ではその有益性をもとめる動きが活発におこる一方、悪意をもった行為も活発になる。そこで、まずその動きを追った。終わることの無い動きであり追い切れないテーマであるが、その姿を可視化し続けることが必要であろう。

そしてその動きは、この純粋ハイブリッド体の空間の周辺、その境界の外にもみえないものを作り続けることになる。つながっている限りはハイブリッド体の空間内の問題、たとえば悪意を持った可視化の対象にもなる。他方、境界を定めることによって周辺のつながりは減りみえなくなる可能性をつくりだす。その変化も可視化することが必要と考える。なぜならば、それはリアル空間でも除外される可能性をもつからである。

そして、モノについてはさらに、つながりを絶たれ分散してみえなくなる

ものが必ず生まれることを忘れてはならないであろう。分散するものについて、その後のうごきを可視化することが必要である。分散が街のなかでも、というよりもむしろ街を中心にして、それから街からはなれたところでも起こり、やがて街にも戻ってくる。みえなくなったものたちが思いがけないつながりを持って現われる可能性は否定できない。それは想像上の可能性ではなくリアリティをもった可能性である。可視化を続けることが必要であろう。

注

- 1) 栗原孝「研究ノート ハイブリッド社会論の視座－モノ、ヒト、コトのハイブリッド化のとらえ方－」『国際関係紀要』第28巻第2号、2019年3月、p.56。
- 2) 栗原、2019、pp.56-61。
- 3) 栗原、2019、pp.50-51。
- 4) 内閣府 Society5.0 とは (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)
- 5) 同上。
- 6) 内閣府「科学技術・イノベーション基本計画」令和3年3月閣議決定、p.12。
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>)
- 7) 地方創生「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会「『スーパーシティ』構想の実現に向けて 最終報告」2019年2月14日、p.1。(https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/saisyu_houkoku.pdf)
- 8) 国土交通省「日本版 MaaS の推進」では、次のように説明されている。「MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/index.html>)
- 9) 内閣官房 IT 総合戦略室の「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」平成29年3月の資料 p.6 では、次のように定義されている。「PDS（Personal Data Store）とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る 制御機能（移管を含む）を有するもの」(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou1).

pdf)

- 10) API (Application Programming Interface、アプリケーションプログラミングインターフェイス) とは、「プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約」総務省『平成 30 年版情報通信白書』(p.117) であるが、これを公開し外部からアクセスできるようにすることによって相互に連携することができるようになる。

API ガバメントとは、政府各省庁、地方自治体において API の仕様を標準化し、データの連携を図り、さらにデータの公開を進めることを意味する。

政府は平成 29 年から「デジタル・ガバメント」すなわち「デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと、すなわち、デジタル社会に対応」したガバメント化の推進を検討し、令和 2 年にその実行計画を閣議決定した。政府 CIO ポータル「デジタル・ガバメント」(<https://cio.go.jp/policy-egov>)

- 11) ワンスオンリーとは、行政手続 IT 化にあたっての 3 原則の一つで、「一度提出した情報は、再提出不要」ということである。政府 CIP ポータル プレゼンテーション資料「デジタル・ガバメント推進方針」p.2。(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshingiyou.pdf)
- 12) 国土交通省「国土交通省防災業務計画」(令和元年 8 月) p.24。
- 13) 日立ソリューションズ「IoT で活用されるセンサーとは？種類や特長を徹底解説」(<https://www.hitachi-solutions-create.co.jp/column/iot/iot-sensor.html>) 2021 年 5 月 7 日 閲覧。

チップワンストップ「センサの種類と特徴」(https://www.chip1stop.com/sp/knowledge/078_types-and-features-of-sensors) 2020 年 7 月 15 日 閲覧。

日経 XTECH 「においセンサーが高感度に、目指すは犬並み」(<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01085/00004/>) 2020 年 7 月 15 日 閲覧。

- 14) 厚生労働省『介護ロボット重点分野別 講師養成テキスト』p.44-51。(https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/wto-kobetu/2017/02/dl/wt0227-04_08.pdf)
- 15) 総務省『平成 29 年版 情報通信白書』p.53。(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/29honpen.pdf>)
- 16) 同白書、p53-54。
- 17) 同白書、p.53。
- 18) 同上。
- 19) 個人情報保護委員会「匿名加工情報制度について」(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/tokumeikakouInfo/>)
- 20) 野村総合研究所「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する動向調査(平成 30 年度) 報告書<別添資料>事例集」(<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/>)

[jireisyu_201903.pdf](#))

- 21) 経団連「提言付属資料～個人データ活用事例～」(https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083_jirei.pdf)
- 22) 安宅和人『人工知能はビジネスをどう変えるか』ダイヤモンド社、2018年、p.115。
- 23) Canon 監視から「可視」化へ。防犯・防災以外にも、次々と用途を広げるネットワークカメラ (<https://canon.jp/business/trend/nvs02>) 2021年6月25日閲覧。
- 24) NTT コムウェア Deeptector の概要「AIによる画像認識技術」でビジネス課題を解決する (<https://sc.nttcom.co.jp/ai/deeptector/>) 2021年6月25日閲覧。
- 25) dotData 企業のAIを業務へ統合する dotData Stream (<https://jp.dotdata.com/products/dotdata-stream-1/>) 2021年6月26日閲覧。
- 26) 警察庁 デジタル・フォレンジックとは「犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続き」のことである。警察庁「平成30年版 警察白書平成」p.113。(<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h30/index.html>)
- 27) 警視庁「犯罪・交通事象・警備事象の予測におけるICT活用の在り方に関する提言書 平成30年4月」(https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/anshin/ict_teigen.html) 2021年7月2日閲覧。
- 28) 国土交通省「自動運転のレベル分けについて」(<https://www.mlit.go.jp/common/001226541.pdf>)
- 29) 官邸 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合 (第2回) 平成28年12月22日。持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表) (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>)
官邸 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合 (第4回) 平成29年12月26日。「SDGs アクションプラン2018～2019年に日本の『SDGs モデル』の発信を目指して～」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai4/siryou1.pdf>)
- 30) 村山恵一「顔認証×ARを統治せよ」『日本経済新聞』2021年6月17日。
- 31) 佐藤一郎・星暁雄「パーソナルデータ利活用とプライバシー保護の両立、欠かせない技術と法制度の連携」N II、No.60、2014年 (<https://www.nii.ac.jp/today/64/1.html>) 2021年6月17日閲覧。
- 32) 総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究の請負報告書」三菱総合研究所」2017年3月、p.43-44、p.54。(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf)
- 33) 総務省「総務省説明資料 (マイナンバーカードの利便性の抜本的向上)」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/siryou2.pdf)
- 34) “Europe fit for the Digital Age: Commission proposes new rules and actions for excellence and trust in Artificial Intelligence”, European Commission, 21 April

- 2021, (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_1682)
- 35) Paul Bischoff, "Facial recognition technology (FRT):100 countries analyzed." June 8, 2021, comparitech (<https://www.comparitech.com/blog/vpn-privacy/facial-recognition-statistics/>)
 - 36) 総務省「カメラ画像利活用ブック 総務省・経済産業省 平成 30 年 ver.2.0」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000542668.pdf)
 - 37) 警察庁サイバー犯罪対策プロジェクトでは、「Emotet は、主にメールの添付ファイルを感染経路としたマルウェア（不正プログラム）であり、Emotet に感染すると、感染端末からの情報漏えいや、他のマルウェアの感染といった被害に遭う可能性があります」の警告と対策を示している。(<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/mw-attention.html>)
 - 38) 同プロジェクト、「ランサムウェア（Ransomware）とは、『Ransom（身代金）』と『Software（ソフトウェア）』を組み合わせて作られた名称をもつコンピュータウイルスで、感染したパソコン、それと接続した端末の保存データが暗号化されて使えなくなり、「その制限を解除するための身代金を要求する画面を表示させるウイルス」であるとの警告と対策を示している。(<https://www.npa.go.jp/cyber/ransom/main1.html>)
 - 39) 警察庁『令和 2 年版 警察白書』p.113。(<https://www.npa.go.jp/hakusyo/02/index.html>)
 - 40) 同上。
 - 41) 同上。
 - 42) 警察庁『サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）』警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、p.7。(<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/volunteer/manual.pdf>)
 - 43) 内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ戦略本部「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画」p.51。(https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/infra_rt4_r2.pdf)
 - 44) 経済産業省「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426002/20210426002-1.pdf>)
 - 45) 防衛省「調達における情報セキュリティ基本方針」(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/kigyo/pdf/shotatsu_security.pdf)
防衛省「調達における情報セキュリティ基準」(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/kigyo/pdf/shotatsu_security.pdf)
防衛省「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(<https://www.ndmc.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/aa25ec2ecba9dd4c510c0593f7a5d953-1.pdf>)
 - 46) 「自衛隊に『サイバー防衛隊』防衛力強化へ 22 年に編成、防衛省も高額報

- 酬で人材確保へ」『東京新聞』2021年4月18日 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/98966>
- 47) 総務省 高度 ICT 人材の育成 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/joho_jinzai/index.html)
- 48) 総務省「令和2年版 情報通信白書」図表3-4-2-1「IoTの特徴とセキュリティ上の課題」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd134200.html#n3402010>)
- 49) 総務省「IoT 機器調査及び利用者への注意喚起 NOTICE」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000706574.pdf)
- 50) 同上。
- 51) J.Score「AI スコア・リワード」(<https://www.jscore.co.jp/>)
- 52) 大屋雄裕「個人信用スコアの社会的意義」総務省 学術雑誌『情報通信政策研究』第2巻第2号、p.16。
- 53) Fujitsu「AI はなぜその答えを導き出したのか～根拠が見える化する「説明可能なAI」～」FUJITSU JOURNAL、2018年12月7日 (<https://blog.global.fujitsu.com/jp/2018-12-27/01/>)、2021年7月12日閲覧。
JBpress「【特別対談】人工知能にも説明責任を!「ホワイトボックス型 AI」がかなえる未来社会」2019年3月18日 (<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/55777>)
NEC AI 社会を共に歩む、責任ある AI 注目が高まるホワイトボックス型 AI とは (https://jpn.nec.com/ai/xai_a.html) 20217月3日閲覧。
- 54) デロイトトーマツ「AI 時代の新たな貧困 —『バーチャル・スラム』とは」2019年4月26日 (<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/strategy/cbs/jp-cbs-ai-era-virtual-slum.pdf>)
- 55) 大屋、前掲論文、p.20。
- 56) デイヴィッド・ライアン『監視文化の誕生』青土社、2019年、p.17。
- 57) スマートシティ官民連携プラットフォーム (<https://www.mlit.go.jp/scpf/index.html>)
- 58) 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP: Strategic Innovation Promotion Program) とは、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が「司令塔機能を發揮して、府省の枠や旧来の分野を超えたマネジメントにより、科学技術イノベーション実現のために創設した国家プロジェクト」である。(<https://www.jst.go.jp/sip/aboutSIP.html>)
- 59) スマートシティ官民連携プラットフォーム 全国各地のスマートシティ「プロジェクト一覧表ダウンロード」資料 (<https://www.mlit.go.jp/scpf/projects/index.html>)
- 60) 同上。
- 61) 地方創生「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業 事例集」(<https://www.>

- [chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/02bessatsu1.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/02bessatsu1.pdf))
- 62) 地方創生 地方創生関係交付金「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0 タイプ）の交付対象事業の決定（2020 年度第 1 回）について」（https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r2-suisin1_senku.pdf）
 地方創生 「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0 タイプ）の交付対象事業の決定（2020 年度第 2 回）について」（https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r2-suishin2_senku.pdf）
 地方創生 「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0 タイプ）の交付対象事業の決定（令和 3 年度第 1 回）について」（https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r3-suishin1_senku.pdf）
 地方創生 地方創生先行型交付金（<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>）
- 63) 国土交通省「スマートシティの実現に向けた提案募集の結果について」（https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000044.html）
 国土交通省「スマートシティの実現に向けたニーズ提案書【課題の分野別】」（https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000047.html）
 国土交通省「提案地方公共団体団体一覧」（<https://www.mlit.go.jp/common/001273160.pdf>）
- 64) 「スマートシティー、認知度 5 割どまり 民間調査」『日本経済新聞社』2020 年 10 月 14 日。
- 65) 内閣府 Society5.0 とは 「Society 5.0 で実現する社会」（https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/）
- 66) 内閣府「科学技術・イノベーション基本計画」p.38。（<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>）
- 67) 同上。
- 68) 国土交通省「第 5 次社会資本整備重点計画」（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001406599.pdf>）
- 69) 国土交通省「第 5 次社会資本整備重点計画の概要」p.2。（<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001406600.pdf>）
- 70) 同上、p.5。
- 71) 国土交通省「第 5 次社会資本整備重点計画」p.2。
- 72) 同上、p.85。
- 73) デジタル・ガバメントについては、注 9 を参照のこと。
- 74) 政府 CIO ポータル「デジタル・ガバメント実行計画」令和 2 年 12 月 25 日改定（閣議決定）、p.6。（https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg_all.pdf）
- 75) 内閣府「次期科学技術・イノベーション基本計画の共創に向けた全国キャラ

- バン」(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/caravan2020.html>)
- 76) 栗原 2019, p.62。
- 77) 同上, p.63。
- 78) 環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン 第1版 平成30年」p.3。(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>)
- 79) 同上, p.6-7。
- 80) 同上, p.8-14。
- 81) 寺園淳「日本から見る、アジアの E-waste (廃電気電子機器) リサイクル」国立環境研究所、2014年6月 (<https://www.nies.go.jp/kanko/news/33/33-2/33-2-01.html>)
- バネッサ・フォルティ「世界の電子ごみ (e-waste) が5年で21%増加、リサイクルは追い付かず」Our World 国連ウェブマガジン、2020年8月 (<https://ourworld.unu.edu/jp/global-electronic-waste-up-21-in-five-years-and-recycling-isnt-keeping-up>)
- 82) 環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況について」このページには毎年 の調査結果が掲載されている。(https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/santouki/index.html)
- ちなみに令和2年度結果は、「1-1-1.不法投棄件数及び投棄量 (新規判明事案)」(https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/santouki/santouki%20R2.pdf)
- 83) 環境省『廃棄物等の輸出管理の概要』(https://www.env.go.jp/recycle/yugai/pdf/gaiyou_R03.pdf)
- 84) 研究開発戦略センター『ナノテクノロジー・材料分野 2021』国立研究開発法人科学技術振興機構 (<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2020/FR/CRDS-FY2020-FR-03.pdf>)
- 85) 経済産業省『平成30年度化学物質安全対策 (ナノ材料等に関する国内外の安全情報及び規制動向等に関する調査)』平成31年3月、JFEテクノリサーチ株式会社、平成30年度経済産業省委託調査報告書、pp.84-85。(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000163.pdf)
- 86) 経済産業省 OECD の環境健康安全プログラム 工業ナノ材料作業部会 (WPMN)【創設】2006年9月 (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/oecd.html)
- 87) 経済産業省「平成31年度化学物質安全対策 (ナノ材料等に関する国内外の安全情報及び規制動向等に関する調査)」令和2年3月、JFEテクノリサーチ株式会社、平成31年度/令和元年度経済産業省委託調査報告書、pp.60-61。(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000070.pdf)
- 88) 環境省 水大気環境局「令和元年度地下水質測定結果」令和3年2月 (https://www.env.go.jp/water/report/r02-03/r02-03_full-01.pdf)

- 89) N. Evangeliou, H. Grythe, Z. Klimont, C. Heyes, S. Eckhardt, S. Lopez-Aparicio & A. Stohl, “Atmospheric transport is a major pathway of microplastics to remote regions” nature communications, (<https://www.nature.com/articles/s41467-020-17201-9.pdf>)
「空気中のマイクロプラスチックは『地球を巡る』、汚染が循環 新研究」CNN.co.jp、2014 年 4 月。(<https://www.cnn.co.jp/fringe/35169313.html>)
「環境：路上に排出されたマイクロプラスチックが風に乗って遠隔地に運ばれている」Nature Asia、2020 年 7 月 15 日 (<https://www.natureasia.com/ja-jp/research/highlight/13381>)。
Matt Simon「マイクロプラスティックは風に乗り、雪深い山脈まで覆い尽くしている：調査結果」Wired、(<https://wired.jp/2019/05/21/wind-microplastics/>)
ティック・ルート「海に流れ込むマイクロプラスチックの 28%がタイヤ」NationalGeographic ニュース (<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/19/112600683/>)
- 90) 大塚、高田、二瓶、亀田、西川「マイクロプラスチック汚染研究の現状と課題」『水環境学会誌』vol.44.No.2,pp.35-42、2021 年 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/44/2/44_35/pdf-char/ja)
- 91) 渡部春奈「研究ノート 化学物質の複合的影響をどう評価するか」『国立環境研究所ニュース』Vol.39No.6 2021 年 2 月、pp.12-15。(<http://www.nies.go.jp/kanko/news/39/39-6/39-6.pdf>) (<http://www.nies.go.jp/kanko/news/39/39-6/39-6-05.html>)
- 92) 大塚他、前掲論文、p.38。

資料リスト

- 安宅和人『人工知能はビジネスをどう変えるか』ダイヤモンド社、2018 年、電子版。
- 新たな貧困「バーチャルスラム」、格差固定も『日本経済新聞』2019 年 4 月 22 日。
- Bischoff, Paul ”Facial recognition technology (FRT): 100 countries analyzed.” June 8, 2021, comparitech (<https://www.comparitech.com/blog/vpn-privacy/facial-recognition-statistics/>)
- 防衛省「調達における情報セキュリティ基本方針」(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/kigyo/pdf/shotatsu_security.pdf)
- 防衛省「調達における情報セキュリティ基準」(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/kigyo/pdf/shotatsu_security.pdf)
- 防衛省「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」(<https://www.ndmc.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/aa25ec2ecba9dd4c510c0593f7a5d953-1.pdf>)

地方創生「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業 事例集」内閣府地方創生推進室、2021年6月 (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/pdf/02bessatsu1.pdf>)

地方創生 地方創生先行型交付金 (<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>)

地方創生 内閣府地方創生推進事務局「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ）の交付対象事業の決定（2020年度第1回）について」令和2年3月30日 (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r2-suisin1_senku.pdf)

地方創生 内閣府地方創生推進事務局「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ）の交付対象事業の決定（2020年度第2回）について」令和2年8月7日 (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r2-suishin2_senku.pdf)

地方創生 内閣府地方創生推進事務局「地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ）の交付対象事業の決定（令和3年度第1回）について」令和3年3月30日 (https://www.chisou.go.jp/sousei/about/pdf/r3-suishin1_senku.pdf)

地方創生「スーパーシティ」構想の実現に向けた有識者懇談会「『スーパーシティ』構想の実現に向けて 最終報告」2019年2月14日 (https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/saisyu_houkoku.pdf)

チップワンストップ「センサの種類と特徴」(https://www.chip1stop.com/sp/knowledge/078_types-and-features-of-sensors) 2020年7月15日閲覧。

デロイトトーマツ「AI時代の新たな貧困—『バーチャル・スラム』とは」2019年4月26日 (<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/strategy/cbs/jp-cbs-ai-era-virtual-slum.pdf>)

dotData 企業のAIを業務へ統合する dotData Stream (<https://jp.dotdata.com/products/dotdata-stream-1/>) 2021.6.26 閲覧。

NEC AI社会を共に歩む、責任あるAI 注目が高まるホワイトボックス型AIとは (https://jpn.nec.com/ai/xai_a.html) 20217月3日閲覧。

NTTコムウェア Deeptectorの概要「AIによる画像認識技術」でビジネス課題を解決する (<https://sc.nttcom.co.jp/ai/deeptector/>)、2021年6月25日閲覧。

Evangeliou N., H. Grythe, Z. Klimont, C. Heyes, S. Eckhardt, S. Lopez-Aparicio & A. Stohl, “Atmospheric transport is a major pathway of microplastics to remote regions” nature communications (<https://www.nature.com/articles/s41467-020-17201-9.pdf>)

JBpress「【特別対談】人工知能にも説明責任を！「ホワイトボックス型AI」がかなえる未来社会」2019年3月18日 (<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/55777>)

J.Score「AIスコア・リワード」(<https://www.jscore.co.jp/>)

日立ソリューションズ「IoTで活用されるセンサーとは？種類や特長を徹底解説」

- (<https://www.hitachi-solutions-create.co.jp/column/iot/iot-sensor.html>)、2021 年 5 月 7 日閲覧。
- 環境省『廃棄物等の輸出管理の概要』(https://www.env.go.jp/recycle/yugai/pdf/gaiyou_R03.pdf)
- フォルティ・バネッサ「世界の電子ごみ (e-waste) が 5 年で 21% 増加、リサイクルは追い付かず」Our World 国連ウェブマガジン、2020 年 8 月 (<https://ourworld.unu.edu/jp/global-electronic-waste-up-21-in-five-years-and-recycling-isnt-keeping-up>)
- Fujitsu「AI はなぜその答えを導き出したのか～根拠を見える化する「説明可能な AI」～」FUJITSU JOURNAL、2018 年 12 月 7 日 (<https://blog.global.fujitsu.com/jp/2018-12-27/01/>) 2021 年 7 月 12 日閲覧。
- 環境省「1-1-1. 不法投棄件数及び投棄量 (新規判明事案)」令和 2 年度 (<https://www.env.go.jp/recycle/ill/santouki/santouki%20R2.pdf>)
- 環境省「産業廃棄物の不法投棄の状況について」(<https://www.env.go.jp/recycle/ill/dum/santouki/index.html>)
- 環境省 水大気環境局「令和元年度地下水質測定結果」令和 3 年 2 月 (https://www.env.go.jp/water/report/r02-03/r02-03_full-01.pdf)
- 環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン 第 1 版平成 30 年」(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/mat11.pdf>)
- Canon 監視から「可視」化へ。防犯・防災以外にも、次々と用途を広げるネットワークカメラ (<https://canon.jp/business/trend/nvs02>) 2021 年 6 月 25 日閲覧。
- 官邸 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合 (第 2 回) 平成 28 年 12 月 22 日「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表)」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou2.pdf>)
- 官邸 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合 (第 4 回) 平成 29 年 12 月 26 日「SDGs アクションプラン 2018～2019 年に日本の『SDGs モデル』の発信を目指して～」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai4/siryou1.pdf>)
- 経団連「提言付属資料～個人データ活用事例～」(https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083_jirei.pdf)
- 警察庁「平成 30 年版 警察白書」(<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h30/index.html>)
- 警察庁『令和 2 年版 警察白書』(<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r02/index.html>)
- 警察庁『サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル (モデル)』警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 (<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/volunteer/manual.pdf>)
- 警察庁 警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト「マルウェアに感染している機器の利用者に対する注意喚起の実施について」(<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/mw-attention.html>)
- 警察庁 警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト「ランサムウェアとは」(<https://>)

www.npa.go.jp/cyber/ransom/main1.html)

研究開発戦略センター『ナノテクノロジー・材料分野 2021』国立研究開発法人科学技術振興機構 (<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2020/FR/CRDS-FY2020-FR-03.pdf>)

経済産業省『平成30年度化学物質安全対策(ナノ材料等に関する国内外の安全情報及び規制動向等に関する調査)』平成31年3月、JFEテクノロジー株式会社 (https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000163.pdf)

経済産業省「平成31年度化学物質安全対策(ナノ材料等に関する国内外の安全情報及び規制動向等に関する調査)」令和2年3月、JFEテクノロジー株式会社 (https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000070.pdf)

経済産業省 OECDの環境健康安全プログラム 工業ナノ材料作業部会(WPMN) 2006年9月 (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/oecd.html)

経済産業省「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426002/20210426002-1.pdf>)

警視庁「犯罪・交通事故・警備事象の予測におけるICT活用の在り方に関する提言書 平成30年4月」(https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/anzen/anshin/ict_teigen.html) 2021年7月2日閲覧。

個人情報保護委員会「匿名加工情報制度について」個人情報保護委員会 (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/tokumeikakouInfo/>)

国土交通省「第5次社会資本整備重点計画」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001406599.pdf>)

国土交通省「第5次社会資本整備重点計画の概要」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001406600.pdf>)

国土交通省「自動運転のレベル分けについて」(<https://www.mlit.go.jp/common/001226541.pdf>)

国土交通省「国土交通省防災業務計画」(令和元年8月)

国土交通省「日本版 MaaS の推進」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/index.html>)

国土交通省「スマートシティの実現に向けたニーズ提案書【課題の分野別】」(https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000047.html)

国土交通省「スマートシティの実現に向けた提案募集の結果について」(https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000044.html)

国土交通省「提案地方公共団体団体一覧」(<https://www.mlit.go.jp/common/001273160.pdf>)

厚生労働省『介護ロボット重点分野別 講師養成テキスト』(https://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/wto-kobetu/2017/02/dl/wt0227-04_08.pdf)

栗原孝「研究ノート ハイブリッド社会論の視座－モノ、ヒト、コトのハイブリッド化のとらえ方－」『国際関係紀要』第28巻第2号、2019年3月。

- 内閣府「次期科学技術・イノベーション基本計画の共創に向けた全国キャラバン」
[\(https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/caravan2020.html\)](https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/caravan2020.html)
- 内閣府「科学技術・イノベーション基本計画」令和3年3月閣議決定 [\(https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf\)](https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf)
- 内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP: Strategic Innovation Promotion Program) [\(https://www.jst.go.jp/sip/aboutSIP.html\)](https://www.jst.go.jp/sip/aboutSIP.html)
- 内閣府「Society5.0とは」[\(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf\)](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)
- 内閣府 Society5.0 とは 「Society 5.0 で実現する社会」[\(https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/\)](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)
- 内閣官房 IT 総合戦略室の「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」平成29年3月資料 [\(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou1.pdf\)](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou1.pdf)
- 内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ戦略本部「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」[\(https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/infra_rt4_r2.pdf\)](https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/infra_rt4_r2.pdf)
- 内閣サイバーセキュリティセンター サイバーセキュリティ戦略本部「サイバーセキュリティ 2020」[\(https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs2020.pdf\)](https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs2020.pdf)
- National Geographic ニュース <https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/19/112600683/>
- Nature Asia「環境：路上に排出されたマイクロプラスチックが風に乗って遠隔地に運ばれている」、2020年7月15日 [\(https://www.natureasia.com/ja-jp/research-highlight/13381\)](https://www.natureasia.com/ja-jp/research-highlight/13381) 2020年9月15日閲覧。
- 『日本経済新聞』「スマートシティー、認知度5割どまり 民間調査」2020年10月14日。
- 『日経 XTECH』「においセンサーが高感度に、目指すは犬並み」2019年11月22日 [\(https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01085/00004/\)](https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01085/00004/) 2020年7月15日閲覧。
- 野村総合研究所「パーソナルデータの適正な活用の在り方に関する動向調査（平成30年度）報告書＜別添資料＞事例集」[\(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/jireisyu_201903.pdf\)](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/jireisyu_201903.pdf)
- 村山恵一「顔認証×ARを統治せよ」日本経済新聞 2021年6月17日。
- ライアン・デイヴィッド（田畑 暁生訳）『監視文化の誕生』青土社、2019年。
- 大塚、高田、二瓶、亀田、西川「マイクロプラスチック汚染研究の現状と課題」『水環境学会誌』vol.44.No.2,pp.35-42、2021年 [\(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/44/2/44_35/pdf-char/ja\)](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jswe/44/2/44_35/pdf-char/ja)
- 大屋雄裕「個人信用スコアの社会的意義」総務省 学術雑誌『情報通信政策研究』第2巻第2号。
- Paul Bischoff, "Facial recognition technology (FRT): 100 countries analyzed."
 June 8, 2021, comparitech [\(https://www.comparitech.com/blog/vpn-privacy/facial-](https://www.comparitech.com/blog/vpn-privacy/facial-)

recognition-statistics/)

ルート・ティック「海に流れ込むマイクロプラスチックの28%がタイヤ」

National Geographic ニュース (<https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/19/112600683/>)

Simon・Matt「マイクロプラスチックは風に乗れ、雪深い山脈まで覆い尽くしている：調査結果」Wired (<https://wired.jp/2019/05/21/wind-microplastics/>)

佐藤一郎・星暁雄「パーソナルデータ利活用とプライバシー保護の両立、欠かせない技術と法制度の連携」N II No.60.2014年 (<https://www.nii.ac.jp/today/64/1.html>) 2021年6月17日アクセス。

政府 CIO ポータル「デジタル・ガバメント」(<https://cio.go.jp/policy-egov>)

政府 CIO ポータル「デジタル・ガバメント実行計画」令和2年12月25日改定（閣議決定）(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/2020_dg_all.pdf)

政府 CIO ポータル プレゼンテーション資料「デジタル・ガバメント推進方針」(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/densei_houshingiyou.pdf)

CNN「空気中のマイクロプラスチックは『地球を巡る』、汚染が循環 新研究」2014年4月 (<https://www.cnn.co.jp/fringe/35169313.html>)

戦略的イノベーション創造プログラム (SIP: Strategic Innovation Promotion Program) (<https://www.jst.go.jp/sip/aboutSIP.html>)

総務省「IoT 機器調査及び利用者への注意喚起 NOTICE」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000706574.pdf)

総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究の請負報告書」三菱総合研究所、2017年3月、p.43-44、p.54. (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h29_02_houkoku.pdf)

総務省『平成29年版情報通信白書』(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/29honpen.pdf>)

総務省『平成30年版情報通信白書』(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/30honpen.pdf>)

総務省 情報通信政策研究所 AI ネットワーク社会推進会議「報告書2020」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000698163.pdf)

総務省「カメラ画像利活用ブック 総務省・経済産業省 平成30年 ver.2.0」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000542668.pdf)

総務省 高度 ICT 人材の育成 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/joho_jinzai/index.html)

総務省「令和2年版情報通信白書」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/02honpen.pdf>)

総務省「令和2年版情報通信白書」図表3-4-2-1「IoTの特徴とセキュリティ上の課題」(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd134200.html#n3402010>)

総務省「総務省説明資料（マイナンバーカードの利便性の抜本的向上）」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/siryou2.pdf)

スマートシティ官民連携プラットフォーム スマートシティプロジェクト「プロジェクト一覧表ダウンロード」資料 (<https://www.mlit.go.jp/scpf/projects/index.html>)

寺園 淳「日本から見る、アジアの E-waste（廃電気電子機器）リサイクル」国立環境研究所、2014 年 6 月 (<https://www.nies.go.jp/kanko/news/33/33-2/33-2-01.html>)

『東京新聞』「自衛隊に『サイバー防衛隊』防衛力強化へ 22 年に編成、防衛省も高額報酬で人材確保へ」2021 年 4 月 18 日 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/98966>)

European Commission, “Europe fit for the Digital Age: Commission proposes new rules and actions for excellence and trust in Artificial Intelligence”, 21 April 2021.

渡部春奈「研究ノート 化学物質の複合的影響をどう評価するか」『国立環境研究所ニュース』Vol.39No.6、2021 年 2 月 (<http://www.nies.go.jp/kanko/news/39/39-6/39-6.pdf> <http://www.nies.go.jp/kanko/news/39/39-6/39-6-05.html>)

Visualization of the Invisible: Unavoidable Problems Caused by the Hybridization of Cyberspace and the Real World.

Takashi KURIHARA

This paper considers the invisible things which the hybridization of cyberspace and the real world creates. Under the Society 5.0 design, the hybridization of cyberspace and the real world is progressing. The goal of the Society 5.0 design is to renovate economic activities and address social problems such as decreasing birth rates and aging population, depopulation in local areas outside of the mainstream, and the gap between the rich and the poor. The key to this design is the utilizing of big data and AI (artificial intelligence). Governments, companies, and hospitals acquire data by visualizing the movement of things and people through sensors and social networks, and it means that the actual movement of things and the stream of people's behavior are under their surveillance necessarily.

To apply this data towards medical, transport, and business markets and simultaneously assess people may gain benefits but on the other hand, they are put at risk of the invasion of privacy and cyberattacks. Therefore, people must protect their data and prevent themselves from unwilling disclosure. Ministries, government offices, and companies also protect their secret data against cyber attackers who search for ways to attack covertly. Furthermore, as communication and exchanges within cyberspace become common, people may increasingly see data-processed individuals only. This situation can potentially lead to invisible forms

of discrimination and help create things such as the virtual slums. And as the culture to watch each other mutually becomes intrinsic, people will be less conscious of visualization.

In addition to these problems in hybrid space, there are other problems of the existences excluded from the hybrid space. One of them is the exclusion of the small areas in local regions. The Society 5.0 design is at an early stage, so we must refrain from judging hastily but we can read the following thing from the progress of the design to construct cybercities in various places in Japan, and the contents of the cyberinfrastructure construction plan. Small areas in local regions cannot set up cyberinfrastructures without the detailed support of the government. And whether the government can or will fulfill the needs of all small areas or not is not clear. Consequently, there is a possibility that not a few communities in areas cannot connect to cyberspace for years, and those communities will go out of sight of urban persons in cyberspace and finally in the real world.

Last, we consider another problem of the existence excluded from the hybrid space. The sensor devices and information communication apparatuses are essential for creating and stabilizing the use of cyberspace. These are visible when they are connecting to cyberspace, but if they are removed from the realm of cyberspace by reason of being outdated, worn out, and broken, or by accident or disaster, they become invisible. And while they are invisible out of cyberspace, namely before they connect to cyberspace, during the process of production, hazardous chemical substances and nanoparticles may flow out and if they return from cyberspace into the real world for the above reason, they may release hazardous substances once again.

These hazardous substances and nanoparticles, in the same way as microplastic, can continue to exist in the form of invisible in the air, on our roads, on the top of mountains, and in the sea, and in the future can pose a danger such as negative affect to the environment and human life. There are severe legal regulations, and they

are managed. But about nanoparticles, the proof of their safety is ongoing and the method to track it is under development but only partial.

We should be conscious it is unavoidable the invisible come into existence and exist in various forms and in an unexpected place, and we have to continue to visualize the invisible things both in cyberspace and the real world.

「サイゴン報道」のドラマトゥルギー（上）

大塚 直樹

I はじめに

1975 年 4 月 30 日、当時のサイゴンを舞台とした戦闘は、現在のベトナム社会主義共和国の政治的・経済的方向性を基礎づけた。その日をサイゴンで過ごした近藤紘一は、1975 年 10 月、著書『サイゴンのいちばん長い日』を出版した。書名は『日本のいちばん長い日』のアナロジーであろう。日本の敗戦とベトナム共和国の敗戦とまでをアナロジーとしたのか、それとも題名のみなのか、同氏は、廃版となったサンケイ新聞社出版局版（1975 年刊行）および文春文庫版（1985 年刊行）においてもこの点を詳らかにしていない。

同書の構成をみると、4 月 30 日を描いた「サイゴンのいちばん長い日」という章を前後して、「陥落前夜」および「“解放”後の民衆」という配置になっている。解放の文字に付された二重引用符は、同書における他者の発言部を「 」で表していることから、強調の意があるとみてとれる。こうした章構成から、陥落と解放とを一枚岩的な関係として認識していることがうかがえる。

興味深い点として、文春文庫版の「文庫版のためのあとがき」のなかで「サイゴン陥落」というタームが頻出することがあげられる。合計 8 ページ（285-292 ページ）のあとがきのなかで「サイゴン陥落」という単語が 10 回登場する。また最後の署名でも「サイゴン陥落 10 年目の春」としている。

このあとがきでは、「サイゴン陥落」が主として以下のような文脈で語られる。

…サイゴン陥落というあの悲劇的な現場に身を置き…（近藤 1985：286）。

…サイゴン陥落の朝を目にしながら自分の体を吹き抜けていった荒寥とした風の重みを思い出す（近藤 1985：291）。

サイゴン陥落のあの朝あらためて感じた北と南の人びとを隔てるミゾは、10年後の今日、さして埋まっていないように見える（近藤 1985：292）。

最初の二つの文章では、後者を前者の比喩的・換喩的な表現と捉えるのであれば、当該タームがネガティブな状況を表象するものとされている。最後の文章は、その悲劇の対象が誰であるのか／あったのかを示しているといえよう。突き詰めていえば、1975年4月30日の出来事がその10年後には（特定の人びとにとって）悲劇のドラマであったという認識をもって、かつそれを「サイゴン陥落」というタームに意味を込める形式で語られている。文庫版あとがきの署名において「サイゴン陥落10年目の春」としている点は、無意識的であれ、これを裏付けている。

これに対して、1975年版に体裁上の修正のみを加えたという本文では、管見の限り、この「サイゴン陥落」という用語が2か所のみで言及されている。

サイゴン陥落直前に旧政府軍の将軍らはほとんど全員、国外逃亡した（近藤 1985：203）。

軍部でも、…将官クラス数人が、サイゴン陥落後、自決したことが確認さ

れている（近藤 1985：204）。

いずれも4月30日を前後したベトナム共和国政府軍の動向を記載した部分である。ここでの語りは、先の章構成とおなじく、あくまで「とある首都の陥落」という一般的な事象を述べており、特定の含意をそのコンテクストから読み取ることができない。

また、上記以外でサイゴンと陥落とが関連性をもって語られている場面としては、以下のみである。

このまま、サイゴンが陥落すれば、ピアストルもドルも反故になるかもしれないが、そのときはそのときだ（近藤 1985：105）。

この記述でも一般的な陥落以外の意味をなしているとは解釈し得ない。なお、同書旧版では、この部分の記述が「万一、サイゴンが陥落すれば、ピアストルもドルも反故同然になる可能性があったが、まさかそう急に、そんな事態は起こるまい、と思った」（1975：98）とされている。1975年4月25日の出来事を記述したこの一文から、旧版と新版における4月30日の出来事に対する時間的な感覚のズレがみてとれる。

以上から、1975年10月の出版時点では、少なくとも著者にとって、サイゴン陥落が何らかの意義を有する単語ではなかったことが推察される。このことから、逆に1985年春の時点では「サイゴン陥落」というタームに特定の意味が付与されていたと考えられる¹⁾。なお、文春文庫版における同氏の「…サイゴン陥落及び南全土の共産化という事態は、窮極的には南ベトナム人全体が自ら招いた悲劇と考えざるを得ない」（1985：290）という指摘は、ベトナムの「戦後史」に位置づけてみたとき、特派員として当時のベトナム共和国に長期滞在した経験者ならではの炯眼といえよう。

同じく1975年4月30日をサイゴンで迎えた古森義久は、その約2年半後に『ベトナム報道1300日』を出版した。同書には「サイゴン陥落」という

章がみられる（Ⅱ部6章）。南ベトナム政府軍の師団がサイゴン陥落後に投降した（古森 1985：336）という記述以外に、この章では「サイゴン陥落」が以下の一節で直接的に言及されている。

サイゴン陥落の過程で、一つははっきりしていたのは、いわゆる「人民総決起」がなかったことである。「人民の決起」とは、サイゴン政権の弾圧に抑えつけられていた一般民衆が一斉に立ち上がり、サイゴン政権やその軍隊を打倒する、という意味の革命側の用語である。…この現象は、少なくともサイゴン・ジアディンの首都圏に関する限り最後の最後まで起きなかった。サイゴンを制圧したのはあくまで北ベトナムの正規軍であり、サイゴンの民衆はそれを恐れて逃げまどうか、あるいはただ呆然と大部隊の入城を見つめるか、のどちらかだった（古森 1985：355）。

ここから、サイゴン陥落にみるベトナム社会の「北と南」との温度差を看取していたことがうかがえる。言い換えれば、単純に陥落と解放とを表裏一体の関係で結ぶことを拒むような行間をくみ取ることができる。また、同氏は、まえがきの部分でより明確にこの点を述べている。

私の滞在のうち3年間は革命をされた側の旧政権下だった。残りの半年間を革命する側の新政権下で過した。この年月の長さの単純比からみても私の視点が主として削ぎ落とされた側に置かれていたのは明らかである。だからこの本に書いたのは敗者の側の記録だともいえよう（古森 1985：5-6）。

ここで述べられている「削ぎ落とされた側」とは、革命によって失われた部分を指し示している。とりもなおさずこれは、非革命勢力、ないし非ベトナム民主共和国側の人びとからみた記述という位置づけである。この記録は、同書のⅢ部2章「サイゴンの悲しみ」にて明確に叙述されている。

また、上述の書籍によれば、同氏は1975年9月6日に帰国の途についている。くわえて1977年12月に出版された同書は、2年間近くの時間を費やして執筆されたとのことである²⁾。したがって、帰国後、それほど時間を置かずして執筆に取りかかったとみて間違いないだろう。となれば、1975年4月30日以降のサイゴン滞在中、ないしその後2年半の間の比較的早い時点で、筆者にとってサイゴン陥落が有意義なタームとして現前化したと想定しうる。

以上のような指摘は、当然のことながら、それぞれの著者の旗幟が鮮明に含まれており、一枚岩的に理解することができない。他方において、出版された時期の日本社会における全般的な潮流も等閑視することができない。言い換えれば、ベトナム戦争観がどのように変遷してきたのかに着眼する必要性もあろう。また、ベトナムの「戦後史」を含めて、1975年4月30日を振り返ったとき、当時のベトナム南部の社会的な多様性は自明視されるかもしれない。これはしかしながら、社会的な複層性が当時からア・プリオリに認識されていたことと次元の異なるコンテキストである。

当時、日本の各新聞は4月30日夕刊の一面でこの日の出来事を報道した。たとえば朝日新聞では、「サイゴン政府 無条件降伏」の見出しで一面報道をしている。翌日には「サイゴン解放」なる見出しが登場するようになる³⁾。具体的には、5月1日付夕刊で毛沢東の祝電を報じるベタ記事に「サイゴン解放 毛主席が祝電」という見出しが附されている。また、同新聞の記事データベースでは、5月1日付朝刊一面のベトナム戦争報道における主要キーワードにサイゴン解放が抽出されている。これに対して、この時点では、サイゴン陥落という表現は使われていない。

それでは「サイゴン報道」において、どの時点から解放／陥落という二分法が言説として前景化するようになったのであろうか、もしくは言説が生み出される兆候がみられたのであろうか。本稿では、この点を詳らかにするため、日本における「サイゴン報道」に限定して考察をすすめる。言い換えれば、本稿では、ベトナムの「戦後史」の記述ではなく、日本におけるベト

ナム報道それ自体のプロセスに着目した言説分析をおこなう⁴⁾。このような着眼点からベトナム戦争の歴史の歴史性の一端を明らかにすることで、日本におけるベトナム戦争観の時間・空間的な変化を理解するための一助とした。分析の手順として、本稿では、まず、先行文献から当時のサイゴンにおける歴史的な分岐点を見定め、ついで古森（1985）の所属していた毎日新聞での報道を基軸としつつ、他の新聞社（朝日新聞・読売新聞）の報道を摺り合わせる。なお、「サイゴン報道」とは、原則としてベトナム戦争に関連する報道全般、とくに1975年春季攻勢（ホーチミン作戦）を中心にしてベトナムの現地状況を報じたものを指し示すものとする。

Ⅱ 回顧録からみた分岐点——1975年5月15日

(1) チュオン・ニュー・タンの場合

Truong Nhu Tang（以下、本文ではチュオン・ニュー・タンの表記で統一）は、弁護士・政治家であり、南ベトナム臨時革命政府の法相を務めた。同氏は、1978年8月に当時のロンスエン省からハウ河を下り、国外に逃れた。解放戦線のメンバーであったチュオン・ニュー・タンが1976年に名称変更されたベトナム社会主義共和国から脱出した背景は、二つの書籍（友田1986；チュオン・ニュー・タン1986）で詳細に記されている。主たる要因は、共産主義を掲げる北ベトナム関係者との祖国統一をめぐる方法論的な温度差といってもよいであろう（大塚2020）。

二つの書籍によれば、チュオン・ニュー・タンは、1975年5月15日の出来事を境として、北ベトナムの関係者との間に違和感を持ち始めた。当日の5月15日には、さまざまな名称で言い表されるものの、戦勝ないし統一祝賀会が開催された。

友田との長時間にわたるインタビューに応じたチュオン・ニュー・タンは、1975年5月15日を以下のような象徴的なことばで綴っている。

臨時革命政府、平和勢力連盟、それに解放戦線の栄光は、1975年5月15日の勝利祝賀集会の日を境に去った。そして幻滅と失意の時がはじまった（友田 1986：245）。

ここでいう幻滅と失意とは、北ベトナムに対するそれである。友田によれば、チュオン・ニュー・タンの回想から、サイゴン攻略の直後まで、解放戦線は、ハノイが南の自主性を尊重しながら時間をかけて南北統一をはかるものと信じこんでいた、という（友田 1986：169）。同書における以下のような受け答えがそれを物語っている。

私は、完全な勝利が達成されたあともしばらくは現状が維持されるものと考えていた。つまり、北は社会主義の政府をもち、南はこれとは別の、解放戦線、臨時革命政府の政権をもつ、という形だ。／そして、戦争の傷を癒し、南北両地域の経済の再建に没頭することになると思った。…（中略）…南北統一については、ベトナム人はだれもが心の底では賛成だ。ただ統一が国民の利益になるよう、ベトナムの利益になるよう、柔軟な形で行われるべきだと、私は考えていた（友田 1986：194-195）。

チュオン・ニュー・タンは、5月15日の出来事について、自らの著書においても以下の語りをしている。式典では、まず北ベトナム大統領が演説し、解放民族戦線議長、北ベトナム労働党代表の順に祝辞が続いた⁵⁾。

そのあと、パレードがはじまった。まず、青年、学生、仏教徒、カトリック教徒といったサイゴン市のすべての団体、そしてあらゆる階層の代表者よりなる大衆団体が行進してゆく。どの顔も笑顔に満ち、頭上高だかと北ベトナム共和国⁶⁾の国旗と、南ベトナムの栄光に燦として輝く新政府の旗を掲げている（チュオン・ニュー・タン 1986：283）。

その後、北ベトナム軍の部隊の行進が続いた。

われわれ南の人たちの忍耐が、まさに限界に達しようとしていたとき、ベトコン〔ママ〕の部隊がやっと姿を現わしてくれた。それまでの行進とは全く違い、言うなればまるであか抜けしない烏合の衆といった感じであった。だらだらした歩調の数個中隊よりなるベトコンの部隊が、行進してゆく。彼らが頭上に高だかと掲げているのは、黄色の星が一個ついた旗だけであった。それは何を言おう、北ベトナム民主共和国の国旗であった（チュオン・ニュー・タン 1986：283-284）。

後日談として、チュオン・ニュー・タンは、戦勝記念祝典のすべての準備が北ベトナム側主導でなされ、また北の党中堅幹部が政府機構内の要職に就き、あらゆる業務をおこなっていることを知ったという（チュオン・ニュー・タン 1986：284）。

ここから、チュオン・ニュー・タンは、その回顧録において、5月15日の式典で4月30日以降ないしそれ以前から水面下でおこなわれていた北ベトナムによる解放戦線ならびに臨時革命政府の統合が表面化したと捉えたことがわかる。さらに、同書によれば、同年7月中旬に開催された会議が事態をより詳らかにしたという。やや長くなるがその箇所を以下に引用する。

7月中旬、民族解放闘争において解放前の段階を代表する諸団体が総会を開いた。民族解放戦線〔解放民族戦線〕、臨時革命政府、民族民主平和勢力連盟そして大衆団体の指導者たちが、新基本計画のうち、各団体に関係する問題について、説明を受けるために招集された。弁舌さわやかな一連の演説のなかで、ファン〔ファム〕・フン（南ベトナム担当の労働党政治局員）、フイン・タン・ファト臨時革命政府首相、グエン・フー・ト民族解放戦線〔訳文ママ〕議長は、統一後のベトナムについて、それまで南で「唯一に正当な代表」であったはずの民族解放戦線と臨時革命政府に、ど

のような将来の位置づけを構想しているのかについては、なにひとつ言及しないで、演説を終えてしまった（チュオン・ニュ・タン 1986：289）。

（2）古森の場合

これに対して、祝賀会を目撃した古森は、式典にて登壇した人びとを経歴とともに紹介した後、以下のように描写する。

だが私たちに最も意外な感を抱かせたのは、南ベトナム革命勢力の最上位として登場した人物だった。／ファム・フン——北ベトナムの労働党中央委員会政治局員、かつて北の副首相をつとめ、ハノイ指導部ではザップ人民軍司令官よりも上位のナンバー４にランクされる、インドシナ共産党時代からのえ抜きの闘志である。／この祝賀集会でのフン氏の肩書は「労働党南ベトナム支部〔ママ〕の書記長」だった。北の要人が南ベトナムの「国家元首」にあたるト議長よりも、首相のファト氏よりも上位の、革命政権の最高責任者として登場してきたのである。…（中略）…これまで最高責任者とされたト議長は三番目に過ぎない。この順位の持つ意味は重大だった（古森 1985：376-377）。

同氏は、いわゆる（当時の革命勢力の）序列の表向きの変更に着目した。言い換えれば、南の革命勢力に対する、北ベトナムの指導の現前化を目撃したといえよう。この点について「私自身、北ベトナムが闘争の主役であることはよく理解していた」（古森 1985：377）と記述した後、以下のように続ける。

だがそれでも、革命勢力が永年、全世界に向かって叫んだ「主張」を勝利後、僅か二週間でこうもあっさり捨て去ったのには呆気にとられた。この「主張」に従えば、ファム・フン氏は本来南領内にいてはならない人物である。ところがこの主張は実は虚構だったことを、大胆率直に革命勢力自

らがいま認めたのだった（古森 1985：377-378）。

ここでいう主張とは「南ベトナムでの民族独立闘争は南ベトナム独自の民族主義者たちによる…」（古森 1985：377）を指し示す。このことから、解放戦線に属していたチュオン・ニュー・タンが式典のパレードで看取したことを、古森は革命勢力の序列から詳らかにしたと捉えられる。

以上から、1975年5月15日の戦勝祝賀会が「サイゴン解放／陥落」の一つの分岐点になったとみなすことができよう。なお、この祝賀会について、近藤は、式典に登壇した人びとの一部の顔ぶれを描写し、パレードの様子を簡略に述べた後、「パレードを終えた戦車はそのまま市中心部の大通りに分散し、午後遅くまでキャタピラの音を響かせながら走り回っていた。それに合わせるようにソ連製ミグ戦闘機の編隊が執拗に低空飛行をくりかえした。思い過ごしかもしれないが力の誇示で住民の心理的圧迫をはかっているように思え、あまりいい気はしなかった」（近藤 1985：244）とのみであり多くを語っていない⁷⁾。

Ⅲ 戦勝祝賀会前にみる日本の新聞報道

(1) 時系列の報道——4月30日直前まで

前述のように、時系列でみたときに1975年5月15日は、当時のベトナムにおける一つの転換点ないしそれが前景化した分岐点とみなしうる。そこで以下では、この日の出来事を前後した形で日本の新聞報道を分析する。前述のように、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞を対象として、4月から8月までの縮刷版を網羅した⁸⁾。

まず、戦勝祝賀会前までのベトナム戦争報道のおおまかな流れを確認するため、表1に毎日新聞一面に掲載された関連記事の見出しをまとめた。表1を踏まえつつ、4月30日直前までの報道を時系列に確認すると、当然ではあるが、当時の政治・外交的な交渉過程や戦況の変化、それにとまなう社会

表1 『毎日新聞』一面記事見出しにみるサイゴン報道の局面の推移(～戦勝祝賀会)

日付／朝・夕刊別	見出し別	見出し
4月2日	朝刊	○ 解放側、ニャチャン制圧
	夕刊	■ T 南ベトナム キエム首相が辞表
		○ チュー大統領入院
4月3日	朝刊	■ T チュー政権、自壊へ進む
		○ 「指導部交代を」
		○ キエム首相が辞意撤回
		○ 中部海岸 全面撤退へ
		○ 米が南ベトナム放棄検討か
		○ 大統領は元気
	夕刊	■ T 南ベトナム 米政府、打つ手なし
		○ チュー退陣で解決 革命政府バリ代表代理強調
4月4日	朝刊	■ T サイゴン重圧、強める 解放勢力 北と東から進攻
	夕刊	■ T 米大統領 チュー戦略に不満表明
		○ 軍人含む多数逮捕 南ベトナム内務省発表 クーデター計画未遂
		○ 次はメコン・デルタか 解放勢力
4月5日	朝刊	■ T 孤児救出の米機墜落
		○ キエム内閣が総辞職
	夕刊	■ T 孤児空輸、米は続ける
		○ 10日に重要演説 フォード大統領
4月6日	朝刊	■ ユエに新行政組織
		○ 米が孤児空輸再開
4月7日	夕刊	○ サイゴン近郊砲撃 解放勢力
4月8日	朝刊	○ 米、孤児空輸を中止
	夕刊	■ T 南ベトナム 大統領官邸を爆撃
		○ タンソンニュット 基地司令官逮捕
4月9日	夕刊	■ 難民なぜふえる？ 南ベトナム
4月10日	朝刊	○ スアンロクに突入 解放側
	夕刊	■ パリ協定に“ニクソン・チュー密約”
		○ 戦車隊、市中心部へ スアンロク
4月11日	朝刊	■ 困難な米外交再建 再びベトナム援助訴え
		○ 国道1号線を切断 スアンロク

	夕刊	■ T	南ベトナム 緊急テコ入れ 米大統領
4月16日	朝刊	■ T	サイゴンの十字架 偽善か 赤ちゃん救出作戦 (1)
4月18日	夕刊	○	首都圏でロケット攻撃 南ベトナム
4月21日	朝刊	○	米人“大脱出”近い? ベトナム
		○	ハムタン猛攻
	夕刊	■ T	24時間停戦を提案 米国人撤収のため 南ベトナム臨時革命政府
		○	ハムタン陥落 スアンロクへ攻撃再開
4月22日	朝刊	■ T	チュー大統領辞任
		○	スアンロク陥落
		○	フォン氏の辞任説も
	夕刊	■ T	米、停戦実現へ努力 南ベトナム
		○	ほど遠い“拳国体制” サイゴン観測
		○	ビエンホア攻撃 解放勢力
4月23日	夕刊	■ T	ベトナム政治解決 仏の仲介難航
		○	超致死空息爆弾 サイゴン防衛に使用
		○	米の南ベトナム軍事援助 下院委も否決
4月24日	朝刊	■	首都防衛 最前線に行く
		○	「南」政府が無条件交渉を提案 革命政府は拒否
	夕刊	■ T	ベトナム戦争と決別 米大統領演説
		○	“交渉内閣”作りへ 南ベトナム
4月25日	朝刊	■ T	「和解政府」作りへ動き急 南ベトナム
		○	空息死爆弾の真相究明 国際科学調査団を
	夕刊	○	きょう中にも辞任か フォン大統領
4月26日	朝刊	■ T	南ベトナム ミン将軍きょうにも全権
	夕刊	■ T	ミン将軍に全権委任
		○	難民救済など3億ドル 米上院本議会可決
		○	ハノイに閣僚級特使 フォン大統領が派遣打診
4月27日	朝刊	■ T	ミン将軍が“交渉政権” 南ベトナム
		○	ミン氏の姿勢次第 革命政府代表団
		○	反共主義者、相手にせぬ ハノイ放送が論評
		○	突如サイゴン25キロへ 北正規軍
4月28日	朝刊	■	ミン大統領就任を承認
		○	サイゴン砲撃 解放戦線
	夕刊	○	米軍事顧問団、撤収へ ミン将軍が要求

4月29日	朝刊	■ T	革命政府が停戦拒否
		○	サイゴン空港爆撃 解放側か、南政府軍機か
4月30日	朝刊	■ T	解放側が降伏勧告 南ベトナム
		○	いま“悲惨な終幕”を迎えて 遅すぎた米の決断
		○	邦人70人 脱出できず
		○	市民がほう起
	夕刊	■ T	サイゴン、無条件降伏
		○	“南北統一” 課題に 崩れた従来のプロセス
		○	戦車先頭に市内へ 解放戦線
		○	「経験の一章閉じる」 米国人撤退完了
		○	邦人、大使館などに集結
5月1日	朝刊	■ T	革命政府が全権掌握
		■	30年戦火やむ サイゴンのその日
		○	思想・信仰の自由保証
		○	市民の決起と呼応 ホー・チ・ミン作戦と命名
	夕刊	■	新生ベトナム第一歩
5月2日	朝刊	○	行政機構作り始まる サイゴン
		○	メコン制圧 全土を解放
	夕刊	■	サイゴン 降伏寸前の脱出
		○	難民救出作戦終わる 米軍
5月3日	朝刊	■	解放戦線旗 いまサイゴンに
5月5日	朝刊	■	漂流五日…水なく食料なく 難民、小船に鈴なり
5月6日	夕刊	○	インドシナ難民救済に 5億ドル支出要請 米大統領
5月7日	朝刊	○	南ベトナム革命政府承認 政府、きょう閣議決定
5月10日	朝刊	○	丸腰で歩く兵士 チャ議長演説に市民熱狂
5月12日	夕刊	○	外交特権を保障 南ベトナム
5月13日	朝刊	■ T	二つの文明の出会い いまサイゴンで
5月14日	朝刊	■	“敵の中枢”にいた解放勢力 いまサイゴンで
5月15日	朝刊	■	苦しみ耐え 建設の歩み いまサイゴンで
5月16日	朝刊	○	盛大に戦勝祝賀式典 サイゴン

注) 一面の記事中、ベタ記事は割愛した。見出し別の列部分について■はカット見出し、○は主見出しを示す。また T は一面トップ記事を意味する。表中に示したカット見出しと同一記事の主見出しは省略した。

出典：『毎日新聞』（縮刷版）1975年4月～5月。

的な動向に即している。こうした各紙の報道には、共通して大きく五つの傾向がみられる⁹⁾。報道の趣向とはいうものの、多方面にわたるため、ここでは本論と関連する報道に限定して引くことにする。

まず、ベトナム共和国政権の現況、とくにグエン・ヴァン・ティエウ大統領の去就問題、具体的には4月21日の辞任を前後する形で南ベトナム政権の政治的な交渉過程が報じられている¹⁰⁾。辞任前にはグエン・ヴァン・ティエウ大統領を解放勢力との和平交渉の妨げとみなし、反大統領派の動向を追い、辞任後には新政権樹立を和平交渉の最後の転機と報じる。

反大統領派ないしそれに準ずる報道記事の見出しはたとえば、「チュー退陣要求デモ」(毎日、4月1日朝刊)、「[グエン・カオ・] キ將軍『チュー辞任』を要求『新政権で交渉を』」(朝日、4月1日朝刊)、「勢いづく反チュー派(南ベトナム)」(読売、4月1日、朝刊)、「“最後の日”を予感 サイゴンの市民 怒り、チュー大統領に」(読売、4月2日夕刊)、「南ベトナム政局急迫 チュー退陣要求か」(朝日、4月3日朝刊)、「『救国政府』構想に焦点 “チュー後”に思惑乱れる 反政府・中立勢力」(毎日、4月4日朝刊)、「『チュー後』を模索 サイゴン」(朝日、4月4日朝刊)、「チュー退陣 内外から圧力」(読売、4月4日朝刊)などがあげられる¹¹⁾。すでに4月初旬の時点で大統領の辞任要求の声が大きくなっていたことが窺える。

大統領の辞任要求の報道に呼応するように、「チュー退陣で解決 革命政府パリ代表代理強調」(毎日、4月3日夕刊)、「新政権できれば交渉 革命政府パリ代表」(朝日、4月3日夕刊)、「チュー政権以外なら交渉の用意 [グエン・ティ・] ビン革命政府外相」(読売、4月3日朝刊)といった革命政府側の声明を各紙が一斉に報じた。

4月4日にグエン・ヴァン・ティエウ大統領は、閣僚全員の辞表を受理した上で、新内閣の組閣を指示し、政権の延命を目論んだ。「巻き返すチュー大統領 南ベトナム」(毎日、4月6日朝刊)など、事態の好転を予測させる見出し記事もみられた。しかしながら、「南ベトナム政変 一時的な延命策か 軍部の信頼失墜 チュー早晩辞任説強まる」(読売、4月5日朝刊)、

「大統領は国外に去れ 野党声明」（朝日、4月6日朝刊）、「チュー退陣へ全力 南ベトナム 救国委、初の声明」（朝日、4月7日朝刊）、「チュー政権交代要求 第三勢力ら強硬宣言 南ベトナム」（朝日、4月7日夕刊）と報道が続いた。

組閣についてみると、「組閣工作、早くも暗礁 南ベトナム 第三勢力系が協力拒否」（朝日、4月8日朝刊）、「新首相、組閣終える 挙国一致ほど遠い顔ぶれ」（毎日、4月11日朝刊）、「南ベトナム [グエン・バー・] カン首相が組閣 危機乗り切りは望み薄」（朝日、4月11日朝刊）、「南ベトナム、カン首相組閣完了 『挙国一致』 完全に失敗」（読売、4月11日朝刊）と報じられ、4月14日に新内閣が正式に発足し、「和戦両様の構え 南ベトナムカン新内閣」（朝日、4月15日朝刊）と報道されたものの、これ以降、21日の辞任直前まで南ベトナムの政局が各紙で大きく取り上げられることがなかった¹²⁾。

4月22日の各紙朝刊一面では、カット見出し・主見出しの順に「チュー大統領辞任」「『インドシナ30年戦争』終幕へ」（毎日）、「チュー大統領辞任 米の東南ア反共戦略くずれる」「ベトナム戦争 終局へ一歩」（朝日）、「チュー大統領が辞任」「『交渉への最後の道開く』」（読売）と報道された。

グエン・ヴァン・ティエウ大統領辞任にともない各紙の論調が変化する。

「“戦争の指導者” 去る ベトナム 交渉に糸口」（毎日、4月22日朝刊）、「和解体制づくりへ 新大統領 軍民代表と協議」（朝日、4月22日夕刊）、「サイゴン新政権 市民、不安と期待で見守る 第三勢力と調整急務 解放側との連合政府へ」（読売、4月22日夕刊）、「サイゴン新政権 チュー色一掃検討」（朝日、4月23日朝刊）、「遠い政治的解決の道 ベトナム新味ない『南』政府提案」（毎日、4月24日朝刊）、「和解内閣を組閣中 サイゴン」（朝日、4月24日夕刊）、「『和解政府』作り動き急 南ベトナム [ズオン・ヴァン・] ミン将軍を擁立へ」（毎日、4月25日朝刊）、「ミン政権樹立を要請 南ベトナム大統領」（朝日、4月25日朝刊）。

以上のように、各紙は和平交渉に向けた行程表ないしその可否を見出して報じるようになる。続けて、新政権に関する報道がなされるものの、刻一刻と戦況が変化するなかで、解放勢力側が南ベトナム側の「即時停戦」案を拒否し、4月30日を迎えることになった。なお、この時点で解放側との連合政府の可能性が強調されている点は注目に値しよう。また、興味深い点として、取材制約を視野に入れたとしても、4月30日までのベトナム民主共和国側に関する報道が非常に少ないことがあげられる。たとえば、「平和的に連結 解放側攻勢 北ベトナム首相会見」(読売、4月3日夕刊)といった見出し記事がみられたに過ぎない。

二つ目に共通する傾向として、戦況に関する報道があげられる。すでにホーチミン作戦が開始されており、各紙がこの戦況を報じている。現地特派員の記事を中心にして各戦線における戦況を概観すると以下ようになる。

中部海岸での攻防：

まず、ホーチミン作戦の進展にともなう戦況が以下のような見出しで報道されている。

「クイニョンが陥落？ メコンデルタでも戦闘」(毎日、4月1日朝刊)、「ダナン 難民救出を放棄 解放軍、サイゴンへ圧力」(朝日、4月1日朝刊)、「中部全域で敗退 南ベトナム クイニョンが陥落」(毎日、4月1日夕刊)、「ニャチャンにねらい？ 解放側 さらに南下の構え」(朝日、4月1日夕刊)、「解放側、ニャチャン制圧 南ベトナム 省都の陥落15に」(毎日、4月2日朝刊)、「南ベトナム・カンボジア 解放勢力の進攻急ピッチ サイゴンへ約60キロ ニャチャンも陥落」「タイニン 土のう築き防衛急ぐ 首都圏への攻勢に備え」(朝日、4月2日朝刊)、「中部海岸5省総倒れか」(読売、4月2日朝刊)、「メコンデルタ 戦況優位…わきたつ解放区」(毎日、4月2日夕刊)、「四市を一挙制圧 解放勢力 カムラン・ツイホ

ア [Tuy Hoa] も」(朝日、4月2日夕刊)、「ダラト、ファンラン、ファン
チェット [Phan Thiet] 近接の3省都も絶望」(読売、4月2日夕刊)。

上記のように、クイニョン・ニャチャン・カムランなどベトナム中部沿岸
都市やダラットに続き、ファンラン・ファンティエットなどサイゴン外縁部
において勢力図が塗り替えられ、解放勢力がサイゴンへ肉薄した。

さらに「中部海岸 全面撤退へ」(毎日、4月3日朝刊)、「国土四分の三
制圧 解放勢力、首都圏へ肉薄」(朝日、4月3日朝刊)、「サイゴン周辺、
戦闘激化」(読売、4月3日朝刊)、「サイゴン重圧、強める 解放勢力 北
と東から進攻」(毎日、4月4日朝刊)、「南ベトナム 残るはデルタ決戦
都市周辺へ攻勢」(朝日、4月4日朝刊)、「次はメコン・デルタか 解放勢
力 全域で攻勢激化」(毎日、4月4日夕刊)、「フーコク [Phu Quoc] 島放棄？

デルタ地帯も激しい砲撃」(読売、4月4日夕刊)、「“サイゴン攻勢” 緩め
ぬ 解放側が強い姿勢」「メコン攻撃本格化」(朝日、4月5日朝刊)などと
報じられた。戦線がサイゴン周辺や西部のメコンデルタへ移りつつあること
が示唆されている。

サイゴン近郊・メコンデルタでの攻防：

ここから、戦線がサイゴン近郊やメコンデルタへ移行する。

「サイゴンを遠まきに 解放戦線」(毎日、4月6日朝刊)、「政府軍が反撃
始める ニャチャン残存兵と連絡」(毎日、4月7日朝刊)、「南ベトナム
政府軍 ニャチャン奪回」(読売、4月7日朝刊、UPI 共同)、「サイゴン
近郊砲撃 解放勢力 10キロ圏で動き活発」(毎日、4月7日夕刊)、「サ
イゴン 10キロを砲撃 解放側、南方からも攻勢」(読売、4月7日夕刊)、
「近郊で襲撃しきり 解放戦線 首都締めつけ強化」(毎日、4月8日朝
刊)、「解放側 デルタ攻勢激化」(読売、4月8日朝刊)、「ビンロン [Binh
Long] 省も失う 政府軍 デルタでも戦闘¹³⁾」(毎日、4月8日夕刊)、「メ

コン・デルタで攻撃 解放側、自由自在の出没」(毎日、4月9日夕刊)、
「首都東方で攻勢 解放勢力」(朝日、4月9日夕刊)。

一部報道で、南ベトナム政府軍の巻き返しが伝えられるものの、戦況は解放勢力に有利に展開してゆくことが見出しで報じられる。

スアンロク・ビエンホア空軍基地の攻防：

続いて、スアンロク・ビエンホア基地での戦況が大きく伝えられる。長くなるが、すべての見出しを引くと以下ようになる。

「スアンロクに突入 解放側 初の首都圏省都攻撃」(毎日、4月10日朝刊)、「サイゴン防衛線 拠点攻略を開始 スアンロクで市街戦 南ベトナム解放勢力」「国道4号線を切断 南・西方も攻勢強める」(朝日、4月10日朝刊)、「サイゴン 近郊2省都危機 解放側地上軍が突入」(読売、4月10日朝刊)、「戦車隊、市中心部へ スアンロク 解放側の猛攻続く」(毎日、4月10日夕刊)、「国道1号線を切断 スアンロク 解放側攻勢続く」(毎日、4月11日朝刊)、「首都防衛戦 ヤマ場 南ベトナム 兵糧攻め、落城待つ 解放側 包囲網強化の作戦」(朝日、4月11日朝刊)、「スアンロク死闘続く サイゴン近郊 空・砲撃で本格戦闘」(読売、4月11日朝刊)、「一進一退の死闘 南ベトナム スアンロク攻防」(毎日、4月12日朝刊)、「破壊工作隊潜入 サイゴン 政府軍が警戒」「スアンロク危機切迫 解放勢力、市中心部猛攻」(読売、4月12日朝刊)、「メコン・デルタで攻勢 解放勢力」(毎日、4月12日夕刊)、「戦車隊、市内に突入 スアンロク 解放側攻勢続く」(読売、4月12日夕刊)、「サイゴンから10キロで攻撃 解放勢力」(朝日、4月13日朝刊、ベタ記事)、「スアンロクでクギづけ 『南』政府軍」(毎日、4月13日夕刊、UPI、ベタ記事)、「スアンロク激戦続く」(毎日、4月14日朝刊、ベタ記事)、「泥まみれで白兵戦 ゲリラ続ける解放側 メコンデルタ激戦地をみる」「スアンロクで勝

利か 政府軍、今乾期で初めて」（朝日、4月14日朝刊）、「南ベトナム『北』新部隊が前線に スアンロク攻防は激化？」（毎日、4月15日朝刊）、「南ベトナム スアンロク激戦続く」「敗残兵集め反攻 政府軍、デルタに急派」（読売、4月15日朝刊）、「最大級の火器使用 共産軍が首都近郊で」（毎日、4月15日夕刊）、「ビエンホア 弾薬庫砲撃、爆発」（読売、4月15日夕刊）、「破壊工作隊と銃撃戦」（読売、4月15日夕刊、ベタ記事）、「南ベトナム スアンロク攻防続く」（毎日、4月16日朝刊）、「滑走路使用不能か ビエンホア基地弾薬庫爆発」（読売、4月16日朝刊）、「サイゴン刻々緊迫 ビエンホア基地など 各地で解放側攻勢」（読売、4月16日夕刊）。

スアンロクは、サイゴン東部の重要な防衛拠点であり、南ベトナム政府にとっては東からの首都侵入を防ぐ、いわば最後の防衛線であった。上記のようにスアンロクに関する報道の多さがその重要性を物語っているともいえよう。また、ビエンホア空軍基地は、サイゴン北東20キロにある、南ベトナム政府軍最大の空軍基地であり、以後も二つの地域をめぐる戦況に多くの紙面が割かれている。記事の見出しを引くと以下になる。

「政府軍、撤退始める スアンロク 解放側が猛攻」「空軍力そぐねらい ビエンホア攻撃」「プレークにミグ機」「ファンラン制圧（ベタ記事）」「通信絶つ ビエンホア基地（ベタ記事）」「南沙群島駐留の南ベトナム軍が通信絶つ（ベタ記事）」（毎日、4月17日朝刊）、「首都攻勢、第二段階か 南ベトナム解放勢力 部隊大移動の兆し」（朝日、4月17日朝刊）、「ビエンホア基地閉鎖 サイゴン防衛網致命傷 包囲締めつける解放勢」「ファンランも陥落」（読売、4月17日朝刊）、「中部海岸沿い大攻勢 南ベトナム解放勢力」（毎日、4月17日夕刊）、「爆撃機など7機破壊 ビエンホア基地また砲撃」（読売、4月17日夕刊）。

スアンロク・メコンデルタからサイゴンへ：

さらに解放勢力がファンティエットやハムタンでも攻勢をしかけ、南ベトナム政府の外堀を埋めてゆく状況が報じられる。

「南ベトナム スアンロク激戦続く」（毎日、4月18日朝刊）、「追いつめられるサイゴン スアンロク陥落寸前」（読売、4月18日朝刊）、「サイゴン周辺 解放側が特攻隊」（読売、4月18日朝刊）、「首都圏ロケット攻撃 南ベトナム 政府軍が『事態憂慮』」（毎日、4月18日夕刊）、「首都圏内で激しい攻撃 解放勢力」（朝日、4月18日夕刊、ベタ記事）、「解放側、ファンチエトを包囲 南ベトナム」（毎日、4月19日朝刊、ベタ記事）、「ビントアン [Binh Thuan] 省ほぼ制圧」（朝日、4月19日朝刊、ベタ記事）、「南ベトナム 中部海岸も全滅 解放側猛攻 ファンチェット陥落」「南沙群島の守備隊連絡途絶」（読売、4月19日朝刊）、「ファンチエト陥落？」（毎日、4月19日夕刊、ベタ記事）、「サイゴン南西で猛攻 解放勢力側が決戦挑む」（朝日、4月19日夕刊）、「ファンチエト陥落」（毎日、4月20日朝刊、ベタ記事）、「ビエンホア砲撃激化 解放勢力 ファンチェット占領」「サイゴン近くに『北』の飛行機（ベタ記事）」（朝日、4月20日朝刊）、「ハムタン猛攻」（毎日、4月21日朝刊）、「ハムタンも解放側攻撃」（朝日、4月21日朝刊、ベタ記事）、「政府軍放棄の戦爆機で 解放戦線が攻撃」「サイゴン攻撃延期か」「ビントイ [Binh Tuy] 省へは猛攻」（読売、4月21日朝刊）、「ハムタン陥落 スアンロクへ攻撃再開」（毎日、4月21日夕刊）、「ハムタン制圧か」（朝日、4月21日夕刊）、「ハムタン事実上陥落」（読売、4月21日夕刊）。

以上のように南ベトナム政府軍にとって、重要な防衛拠点であるスアンロクとその周辺をめぐる攻防が激化し、サイゴンを囲む領域の勢力図が塗り替えられていった。

サイゴン攻防へ：

4月21日に解放勢力がスアンロクを支配下に置いた。

「スアンロク陥落」（毎日、4月22日朝刊）、「スアンロク事実上陥落 ハムタンも解放側制圧」（朝日、4月22日朝刊）、「スアンロク放棄」（読売、4月22日朝刊）、「ビエンホア攻撃 解放勢力」（毎日、4月22日夕刊）、「サイゴン陸の孤島 解放勢力 ベンルク [Ben Luc] も制圧」（朝日、4月22日夕刊）、「サイゴン 防衛線 25 キロに後退」（読売、4月22日夕刊）、「また共産軍機？ 飛ぶ サイゴン周辺 捕獲の米戦爆機」（毎日、4月23日朝刊）、「ビエンホアの空軍基地閉鎖」（朝日、4月23日朝刊、ベタ記事）、「捕獲戦闘機で威嚇 解放軍」（読売、4月23日朝刊、ベタ記事）、「首都包囲網狭める 南ベトナム解放勢力 一気に 40 キロへ接近」（朝日、4月23日朝刊）、「サイゴン包囲網縮める 北ベトナム・解放戦線軍」（毎日、4月23日夕刊）、「首都へ 30 キロに迫る 解放勢力 戦車も多数投入」（朝日、4月23日夕刊）、「ビエンホアへ戦車隊迫る」（読売、4月23日夕刊）。

これらの見出し報道からわかるように、スアンロクだけでなく、サイゴン西部のベンルック（Ben Luc）も解放勢力が押さえたことで、解放勢力によるサイゴン包囲網がほぼ完成する。

サイゴン決戦：

4月24日以後の報道では、サイゴン市内における戦闘およびビエンホア基地での攻防の報道が増加する。各紙の見出しを引くと以下ようになる。

「サイゴン中心街で爆発、六人死傷」（毎日、4月24日朝刊、ベタ記事）、「首都攻撃態勢整う 10万人超す解放勢力軍 20-60 キロの包囲網」（朝日、4月24日朝刊）、「手投げ弾テロ 6人死傷」「サイゴン周辺へ圧力強める（ベタ記事）」（読売、4月24日朝刊）、「ビエンホア締付け 解放軍 政府

軍、応戦にやっき」(毎日、4月25日朝刊)、『『北軍』一部後方へ』(読売、4月25日朝刊)、「これが解放側包囲網 北の正規軍 18個師団投入」(読売、4月26日夕刊)、「突如サイゴン25キロへ 北正規軍 戦車先頭到大攻勢」(毎日、4月27日朝刊)、「サイゴン砲撃 解放戦線、朝と夜2回」「ビエンホアに解放側戦車隊」(毎日、4月28日朝刊)、「解放勢力が猛攻再開 二年ぶり サイゴン都心に砲撃」(朝日、4月28日朝刊)、「サイゴン砲撃 ゆさぶり作戦か」「ビエンホア基地砲撃」(読売、4月28日朝刊)、「南ベトナム 首都中心5キロに潜入 解放ゲリラ、倉庫焼き払う」(毎日、4月28日夕刊)、「首都二キロで攻防 ミグ機も初めて飛来」(朝日、4月28日夕刊)、「解放側か、南政府軍側か サイゴン空港爆撃」「首都入り口に迫る解放軍」(毎日、4月29日朝刊)、「恐怖が走るサイゴン 市内銃撃戦」(朝日、4月29日朝刊)、「おびえるサイゴン 逃げまどう市民 不明機が空港爆撃」「ビエンホア基地放棄」(読売、4月29日朝刊)。

南ベトナム政府軍がビエンホア基地を放棄し、4月30日を迎えることになる。以上から、グエン・ヴァン・ティエウ大統領への辞任要求の高まりと南ベトナム政府軍の相次ぐ撤退、同大統領の辞任とスアンロク放棄が相互に関連していることが窺える。また、報道では、陥落という表現が頻出するものの、あくまで「攻め落とされた」という意味で用いられている。なお、「首都攻撃より交渉 革命政府側次席語る」(毎日、4月6日朝刊)、「サイゴン 政治的制覇も ビン南革命政府外相語る」(読売、4月10日夕刊)など、革命政府側が交渉の余地を残しているという報道もなされていた。

第3の傾向として、ベトナム戦争におけるアメリカの外交戦略および日本の関わりについての報道がある。とくに、上記2点の傾向と関連する部分での報道の見出しを引くと以下ようになる。まず、南ベトナム軍の中部領域における敗走を受けて、戦況の見直しを迫られる。

「サイゴン 月内にも攻撃か 米国防長官 見通しを早める」(朝日、4月

1日夕刊)、「共産側のサイゴン攻撃 5-6月を予想 米国防長官」(読売、4月1日夕刊)、「米、打開策に苦慮 『南』の情勢険悪化で」(毎日、4月2日夕刊)、「ベトナム 米、最終決断へ 空軍介入まず困難」(読売、4月3日朝刊)、「米大統領 チュー戦略に不満表面」(毎日、4月4日夕刊)、「米政府、全く手詰まり インドシナ情勢 軍事介入は否定」(朝日、4月4日夕刊)。

ニクソン大統領の辞任にともなって、大統領に就任したフォードは、ベトナム情勢の対応策を迫られた。しかしながら、打開策が見いだせず、追加援助が撤退かで揺れている状況が相次いで報じられた。

「南ベトナム援助、法の許す限り フォード大統領が所信表明 難民救済に全力」(読売、4月4日夕刊)、「米軍、限定派遣に含み 米大統領発言 “米人の安全” 援用」(朝日、4月5日朝刊)、「米、対応策最終検討へ」(読売、4月5日朝刊)、「南ベトナム、数週内に決戦か 米分析」(読売、4月5日夕刊)、「ベトナム情勢 米に悲観論強まる 援助策見出せず」(毎日、4月7日朝刊)、「米、ベトナム打開に苦慮 対応策決定を延期」(朝日、4月7日朝刊)、「南ベトナム 現状維持も疑問 米の対応策協議 キ [ツシンジャー] 長官が記者会見」(読売、4月7日朝刊)、「対インドシナ援助 再開米議会は消極的」(毎日、4月7日夕刊)、「米の動きヤマ場に インドシナへの対応策 議会も再開へ」(朝日、4月7日夕刊)、「米海兵隊が上陸準備 米人救出 第7艦隊ベトナムへ」(読売、4月7日夕刊)、「インドシナ 米、援助打ち切りか “敗走”に議会硬化 大統領苦境に」(読売、4月8日夕刊)、「ベトナム水域 米艦25隻が終結」(読売、4月9日朝刊)、「『南』は存亡の岐路 米陸軍総長ベトナム報告 追加援助を訴え」(朝日、4月9日夕刊)、「困難な米外交再建 再びベトナム援助訴え けさ大統領演説」(毎日、4月11日朝刊)。

こうしたなかで、4月10日の大統領演説で軍事援助を含む、追加援助を議会に要請した。

「南ベトナム 緊急テコ入れ 米大統領、議会に期限付要請 外交演説 7億ドルの軍事援助 19日までに承認を 米軍再出動権限も」(毎日、4月11日夕刊)、「米・南ベトナム人保護 米軍使用の権限明示要請」(朝日、4月11日夕刊)、「南ベトナムへ軍事援助7億ドル要請、フォード大統領、議会で演説 軍限定介入権限を」(読売、4月11日夕刊)、「戦闘すぐやめよ 米、ハノイに覚書」(読売、4月12日夕刊)、「ベトナムからも総引き揚げを 米会議に近く決議案」(毎日、4月13日朝刊)、「南ベトナム援助、合意か? 米人五千人引揚げのため 軍事情勢安定図る」(毎日、4月15日夕刊)、「米軍使用に歯止めを ベトナム 米大統領に議会要請」(朝日、4月15日夕刊)、「ベトナム・フォード提案 米会議が集中審議 軍出動、強く警戒」(読売、4月15日夕刊)、「米ひそかに撤収開始 サイゴン 要員、後追い姿消す」(朝日、4月16日朝刊)、「ベトナム人17万6千人救出 米大統領、特権求める」「援助の早急承認を 7億2千万ドル キ長官が要請」(読売、4月16日朝刊)、「米人引揚げ最優先させ 軍出動と二億ドル支出 米議会、新立法の方向に」(毎日、4月16日夕刊)、「米上院外交委 『2億ドル』 暫定承認 南ベトナム人道援助」(朝日、4月16日夕刊)、「ベトナム緊急援助 米両院で審議開始」(読売、4月16日夕刊)、「米人引き揚げ命令 南ベトナム」(朝日、4月17日夕刊)、「米人南ベトナム撤退命ず フォード大統領会見」「月内、『北』サイゴン完全包囲 米上院に秘密報告 工作隊かなり侵入」(読売、4月17日夕刊)。

しかしながら、先に引いた記事見出しのように米議会からの反発が強いことが報道され、追加の軍事援助の可能性がなし崩し的に潰えていった。他方において、すでにアメリカの撤退の局面が報じられはじめ、アメリカの両義的な対応が見て取れる。また、上記の読売新聞の報道(4月12日夕刊)に

よれば、アメリカ政府が4月11日、北ベトナム政府に対して、南ベトナム領域での戦闘を直ちにやめるように覚書を送ったとあり、さらには「戦闘が続くなら、米国としてはその結果について責任を負わない」（同）と伝えたという。その後の紙面は主として援助と撤退とに両天秤をかけたようなアメリカの対応を報じた。記事の見出しで追うと以下のようになる。

「米の援助増額絶望 上院軍事委ですべて否決 南ベトナム」（毎日、4月18日夕刊）、『『南』への追加軍事援助 上院軍事委が否決』（朝日、4月18日夕刊）、「南ベトナム軍事援助 米上院委が増額否決」（読売、4月18日夕刊）、「結論、来週に持越し 米議会 ベトナム援助・軍出動」（毎日、4月19日夕刊）、「サイゴン総攻撃切迫 15個師団、一兩日中にも 米分析」（読売、4月19日夕刊）、「米三空母出航 サイゴン 米人脱出支援へ」（朝日、4月20日朝刊）、「米人“大脱出”近い？ ベトナム 空母など九隻出動」（毎日、4月21日朝刊）、「サイゴン 米人引き揚げ急 チュー政権、不満と動揺」（朝日、4月21日朝刊）、「ベトナム軍事援助 米会議の拒否確定的 大統領案、あすにも断 関心、米人救出へ」（読売、4月21日朝刊）、「関係各国と接触中 チュー辞任 圧力かけなかった 大統領表明」（毎日、4月22日夕刊）、「南ベトナム 米、交渉で收拾めざす 軍事優先から転換 キ長官証言 サイゴン防衛不可能」（朝日、4月22日夕刊）、「引き揚げに支障あれば 米軍短期介入も フォード大統領」（読売、4月22日夕刊）、「米のベトナム軍事援助 下院委も否決」（毎日、4月23日夕刊）、「ベトナム軍事援助追加 米大統領も断念 与党議員言明」（朝日、4月23日夕刊）、「米、軍事援助を断念」（読売、4月23日夕刊）、「米人引揚げに 7日停戦打診か」（毎日、4月23日夕刊、ベタ記事）。

最終的に米議会が軍事援助を否決したことを受け、アメリカ政府はサイゴン撤退に大きく舵を切ることになる。また、アメリカ政府による軍事援助の可能性が潰えたことがグエン・ヴァン・ティエウ大統領辞任の遠因となった

ことが想定される。ここで各紙夕刊が24日に報じたフォード大統領演説の内容を詳細に吟味する。まず、各紙の見出しは以下となる。

「ベトナム戦争と決別 米大統領演説 『将来の日程へ前進』」「二億五千万ドル可決 米上院本会議 米人引揚と人道援助」(毎日、4月24日夕刊)、「制限付きで米軍使用 米人脱出 米上院で認める」「インドシナ戦争は終わった 米大統領、ポスト・ベトナム演説」(朝日、4月24日夕刊)、「米『ベトナム決別』宣言 フォード大統領演説」「米、サイゴン脱出全力」「ベトナム人救出にも 米軍使用認める 米上院可決」(読売、4月24日夕刊)。

23日の大統領演説(24日夕刊)の発言を引くと、以下のようになる。

ベトナム戦争は米国にとってはすでに終わった。しかし、これは決して世界の終末を予告するものでもなければ、米国の世界における指導性の終わりを意味するものでもない…(毎日)。

米国にとってインドシナ戦争は終わった。…インドシナの出来事はわれわれにとって実に悲しい出来事だった。しかし、この世の終わり、世界における米国のリーダーシップの終わりを告げるものではない(朝日)。

米国に関する限り戦争は終わった。…悲しむべきベトナムの情勢は世界の終末を告げるものでもなければ、世界におけるアメリカのリーダーシップの終わりを意味するものでもない(読売)。

こうした発言は、同時代的なアメリカ国内の分裂・分断を避けるための方策であったとしても、再度検討する余地があろう。4月23日時点でアメリカにとっての戦争終結を宣言した是非はさておき、まず戦争終結が世界の終

末に連関されている。ここでの世界とは資本主義世界であろう。さらにその世界のリーダーとしてのアメリカがア・プリオリに肯定されている。このことから、アメリカにとっての（南）ベトナムは、地理的想像力の及ばない、自らが管轄統治する資本主義世界のヴァーチャルな砦であったと類推できる。当時流布していた、ドミノ理論という述語それ自体がアメリカにとってのベトナムの虚構性を裏打ちしている。以後、いわば、政体としてのアメリカのヴァーチャルな撤退は、南ベトナムの新政権樹立という政治状況の変化とは直接的な関係を結ぶことなく進んでゆく。以下、象徴的な記事の見出しを引いておく。

「ベトナム援助 3 億 2 千万ドル 米両院協が原則合意 軍使用制限は上院案で」（毎日、4 月 25 日朝刊）、「撤収一万人超す 米人とその“友人”」（朝日、4 月 25 日朝刊）、「南ベトナム“人道援助”で合意 米上下両院協議会」（読売、4 月 25 日夕刊）、「サイゴンへ海兵隊 44 人 米空母から」（朝日、4 月 26 日朝刊、ベタ記事）、「サイゴンへ海兵隊 44 人派遣 米人撤収作戦」（読売、4 月 26 日朝刊）、「難民救済など 3 億ドル 米上院本会議可決」（毎日、4 月 26 日夕刊）、「米人脱出 28 日完了か」「“最後”の援助可決 まず上院」（読売、4 月 26 日夕刊）。

4 番目の傾向として、戦争の被災者ほかに関する報道がある。アメリカ政府が戦争孤児を受け入れる局面など多方面にわたる報道がみられた。ここでは、4 月 30 日直前のサイゴンの人びとと状況の報道を引く。まずは、「米人の急ピッチ脱出 怒るサイゴン市民 “逃げ場ない我々”」（読売、4 月 21 日夕刊）、「早く戦争やめて！ サイゴン都心砲撃 ふるえあがる市民」（朝日、4 月 28 日朝刊）など、混乱を極める市内の状況が緊迫感をもった見出しで報じられる。これと平行して、サイゴンからの脱出関連の報道も目立つ。

「金持は逃亡に必死 180 人逮捕 女性も“偽装結婚”で」（毎日、4 月 21

日夕刊)、「浮き足立つ サイゴン市民 脱出へ三千人行列 とう乗券、ヤミで二千ドル」(読売、4月24日朝刊)、「狂乱 サイゴン脱出 札束で米人とコネ」(毎日、4月25日夕刊)、「殺気立つ“脱出の空港” サイゴン」(朝日、4月25日朝刊)、「日ごと膨張“終着駅”サイゴン 脱出のすべなく渦巻く不安」(朝日、4月26日朝刊)、「サイゴン政府 脱出、大幅に認可 高額手数料で難民救済」「空港は混乱の極み 金銭要求する係官」(朝日、4月27日朝刊)。

ここで注目すべきは、なぜ南ベトナムの人びとが海外脱出を目指したのかであろう。一つには、上述した報道が示すように錯綜する戦況を忌避したという衝動であろう。たとえば、「浮き足だったサイゴン市民の心理を正確に説明することはもうむずかしい。『共産主義がきらいだ』、『敵がサイゴンに砲撃をかけるかもしれない』といった、言い古された理由付けは、脱出の理由の一つには違いないが、…戦争と和平の間で起こる大きな変化にとまどっていることは間違いない」(読売、24日朝刊)と報道されている。

さらにより実質的な理由も存在した。まず、上記に引いた朝日新聞の26日朝刊の見出し記事は、ジュネーブ協定後に北部から移動してきたカトリック教徒のベトナム人を取材した報道である。こうした人びとは、反共の立場のものも多く、北ベトナム軍による攻勢が脅威となっていた。さらには「対米協力者、チュー派の要人、空軍将兵など解放勢力の報復を恐れる人々と、その家族」や「米国人と結婚したベトナム人、かつて米関係機関で働いたベトナム人、ギリギリまで商売を続けていた中国系人」(朝日、27日朝刊)も海外へ脱出ないし脱出を図っていた。また、「ベトナム人でもフランス国籍を持つ者の脱出が目立つ」(朝日、25日朝刊)とも報じられた。

しかしながら、海外脱出の動機を、一定の範囲内で想像しうる人びと以外にも「…一般市民まで、全財産をかき集めて米国人のコネ探しとドル集めに狂奔」(毎日、25日夕刊)とも報道されている。記事で言及されているコネとは、書面上でのアメリカ人との結婚を指している。想定を超える範囲の脱

出模様は、大きな変化への戸惑いとともに、後述するように、特定の「うわさ」の流布が作用している可能性が高い。

最後に南ベトナムに在留している日本人の安否や帰国が報じられている。当時のサイゴンには、現地企業や日系企業の社員、外交官ほかの公務員、報道記者などにくわえて、アジア・太平洋戦争後にベトナムに残った旧日本兵ほかの人びとも在留していた。詳細は割愛するが、戦況の変化に沿ったかたちで、こうした人びとの安否・帰国有無が断続的に報道された。

(2) 4月30日の報道

4月30日の報道をみると、各紙の一面トップのカット見出しは「解放側が降伏勧告 南ベトナム」（毎日、朝刊）、「政府軍武装解除に同意」（朝日、朝刊）、「ミン政権、事実上の降伏へ」（読売、朝刊）、「サイゴン、無条件降伏」（毎日、夕刊）、「サイゴン政府 無条件降伏」（朝日、夕刊）、「サイゴン ついに“無条件”降伏」（読売、夕刊）であった。さらに5月1日朝刊の一面カット見出しは、「革命政府が全権掌握 南ベトナム」（毎日）、「南ベトナム 革命政府が統治宣言」（朝日）、「ベトナム統一、政治レールに」（読売）と報じた¹⁴⁾。なお、4月30日朝刊および夕刊、5月1日朝刊の各紙一面を図1～3に示した（本章末に掲載）。こうした紙面の割き方からもベトナム戦争に対する関心の高さが窺い知れる。

両日の各紙報道を、4月30日の局面の捉え方を中心に見出しを引くと以下ようになる。

サイゴンをめぐる状況：

まず、30日のサイゴン市内の様相を報じる記事が紙面を飾った。

「サイゴンすでに解放色 市内に次々白旗立つ」（朝日、4月30日夕刊）、
「官邸に革命政府旗」「不安と混乱、降伏のサイゴン」（読売、4月30日夕刊）、
「30年戦火やむ サイゴンその日 日焼け、精かんな兵士 逃亡する

船に『帰ってこい』『カメラにニッコリ 解放軍兵士』『戸惑う市民、すぐ笑顔 おずおずと近づき 解放軍兵士と抱擁』（毎日、5月1日朝刊）、
 「サイゴン入城 兵士、市民と政治問答 市内埋める解放軍旗」「夜も平靜 散発的に銃声（ベタ記事）」（朝日、5月1日朝刊）、
 「革命政府全権掌握 サイゴンはほぼ平静」「サイゴン 急転回の第一夜 銃声途絶え、邦人は無事 『市民と談笑、紳士的な兵士』」（読売、5月1日朝刊）、
 「新生ベトナム第一歩 兵士・市民、笑顔で交歓 サイゴン 解放祝う大メーデー」（毎日、5月1日夕刊）。

以上のように、「ベトナム戦争は『解放軍』のサイゴン入城で劇的なフィナーレを迎えようとしている」（毎日、4月30日朝刊）と形容された、4月30日に解放勢力がサイゴンに入った後は、大きな混乱が生じなかった状況が伝えられている。ただし、直前には以下のような状況であったことも報じられている。

グエンフエ通りの突き当たりサイゴン川のサイゴン港には大きな貨物船三隻が停泊し、「どこかへ」逃げようとするベトナム人がこぼれ落ちそうになっているが、それらの船は一向に出港する気配はない。「あちらの船が出るぞ」とウワサが出ると、これらの人々がわれ先にそちらの方へ走る。朝からこんなことを繰り返している（読売、4月30日夕刊）。

しかしながら関連記事を詳細に分析すると、総じて、サイゴンの人びとと解放勢力とのなごやかな雰囲気が伝えられている。また解放戦線（革命政府）の旗が掲げられるものの、北ベトナム政府の旗が掲げられたという報道はみられない。あわせて記事では、解放軍ないし解放勢力という表現が使われており、北ベトナム軍とは表記されていない。

これに対して一部報道では、「私は秘密工作員 AP支局現地人カメラマンが名乗り」（毎日、5月1日朝刊、AP）といった見出しもみられ、記事では

「…解放戦線の友人と北ベトナム軍の軍属二人を伴って AP 通信支局を訪れ、…」(毎日、5月1日朝刊、AP)と報じられている。また「[日本人書記官が]…解放軍兵士に話しかけたところ『サイゴンを解放できて非常に嬉しい』と答えた。…『どこから来たのか』と重ねて尋ねると兵士は『ハノイから』とはっきりと答えた」(読売、5月1日朝刊)といった報道もある。さらに「サイゴンの銀座通りに当たるツドー [Tu Do] 通りを、赤地に金星の北ベトナムの国旗をつけた北ベトナム軍兵士が堂々とトラックで走りすぎたと報じられている」(読売、5月1日朝刊)といった記事内容も看過できない。

南北統一の方法論：

4月30日時点ですでに今後のベトナムのあり方が報じられる。「“武力解放前途は多難” 住民との和解、統治は……」(読売、4月30日朝刊)、「“南北統一” 課題 崩された従来のプロセス」(毎日、4月30日夕刊)、「貫いた『民族独立』 “外国追出し” 民衆引きつける」(毎日、4月30日夕刊)といった見出しがみられる。とくに1973年パリ協定(ベトナム和平)では、サイゴン政権と臨時革命政府とが新政府を樹立した後、南北間で平和統一のための交渉を開始すると謳われていた。4月30日の局面がこの協定の枠組みからずれており、各紙はこの点を含めて今後を展望している。

従ってサイゴン制圧後についても、“勝者”となる北ベトナム・臨時革命政府側が[パリ]協定にしばられる必要はまったくない。…その意味でインドシナの『共産主義』的安定はいつそう早まることになるだろう(毎日、4月30日朝刊)。

北ベトナム、革命政府が事態の発展に即して、目的をパリ協定から五四年ジュネーブ協定に切り替えたと考えることもできるだろう(毎日、5月1日朝刊、社説)。

上記のように、北ベトナム・革命政府の優位を報じる反面、「民族独立だけを考え続けてきた南ベトナム解放民族戦線は、社会主義政策でさえ、すぐに打ち出し得ないようにみえる」（毎日、4月30日夕刊）といった記事もみられる。さらに、この時点では「段階的に祖国統一 ビン外相語る」（毎日、5月1日朝刊）、「再統一、段階的に 革命政府外相語る」（朝日、5月1日朝刊）、「統一には時間 ビン外相語る」（読売、5月1日朝刊）などと、段階的な統一説が報道されていた。しかしながら、「カトリックのサイゴン大聖堂に、すすり泣きのおえつが流れる。ここは北ベトナムから逃げてきたカトリック系の難民などの信者が多く、共産主義には根っから禁断症状を持っていた人たちの教会だ」（朝日、4月30日夕刊）といった声を取り上げられていることも座視できない。

サイゴンの解放と陥落：

前述したように、1975年4月30日以降のサイゴン解放という見出しは、「サイゴン解放 毛主席が祝電」（朝日、5月1日夕刊、ベタ記事）が初出である。記事は、毛沢東らの祝電報道のなかで「南ベトナムかいらい政権打倒、サイゴン解放の偉大な勝利を熱烈に祝賀した」（毎日、5月1日夕刊）と報じている。あわせて「サイゴン解放から一夜明けた一日、…」（読売、5月1日夕刊）といった表現が記事中にみられる。

その他、記事中の表現を引くと、「…ベトナム戦争は共産勢力の事実上の『南』解放という形で終結…」（毎日、4月30日夕刊）、「サイゴンは、まったく未知の、そして『悪魔』だと教えられてきた新しい主人を迎えた。それはやはり人間だった。サイゴン解放この日、われわれは車のガソリンが続くかぎり市内を走り回った」（毎日、5月1日朝刊）、「[ベトナム民主共和国]政府はサイゴン解放を祝って全土でサイレンを鳴らすことを許可し、…」（毎日、5月1日朝刊、日本電波ニュース）などとある。

ここで、毎日新聞5月1日朝刊にみられる「『悪魔』だと教えられてきた新しい主人」という言説に注目すると、「新しい主人」とは当然、非南ベ

トナム政府の人びとを指す。「教えられてきた」という表現に着目すると、4月19日毎日新聞夕刊に掲載された、南革命政府首相の母親へのインタビュー記事に接続できる。記事内で、以下のような会話を紹介している。

しかし、コンサン（共産主義＝革命政府側）というのは本当にそんなにこわいものなのですか。コンサンがサイゴンに来れば皆殺しにされると政府の人が言っています。もしコンサンがそんなに悪い人間ならば、息子のファト〔ファット〕がコンサンであるはずがありません。とにかく息子は国のために戦っていると信じ、誇りをもっています。

政府とは南ベトナム政府を指し、当該政府が共産勢力による「皆殺し」というデマゴギーをおこなっていたと捉えられる。こうした言説が「うわさ」となり、市内に広く流布していたことは容易に想像されよう。なお、コンサン（Cong San）とは、漢越語で「共産」である。ここから、人びとの間で、解放戦線と共産党（労働党）組織との境界線が不明瞭なこともわかる。

また、東京のメーデー会場の報道では、「解放戦線旗も登場 中央会場」（朝日、5月1日夕刊）との見出しがみられ、「総評系全国一般労組などは、解放戦線の旗をかかげて行進した。会場の入り口には、ヘルメット姿の左翼系とみられる青年たちが解放戦線の『二色金星旗』を立ててサイゴン解放を声高く叫んでおり、参加者の注目を浴びていた」（朝日、5月1日夕刊）と伝えられた。このことから、当時の東京という社会空間でも、解放なる表現がアクチュアルなものとして労働組合運動に連関していたといえよう。

これに対して、読売新聞5月2日朝刊に「サイゴン陥落はアジア安定促進 日豪外相会談一致」の見出しが現れる。ただし、この見出しにあるように日本とオーストラリアの外相の会談報道であり、当日の情勢を直接的に言及した記事ではない。この報道以外で記事本文を引くと、「だが、解放勢力側にとって、問題は『サイゴン陥落』後にある」（朝日、4月30日朝刊）、「サイゴンは三十日、ついに陥落した」（朝日、4月30日夕刊）、「『サイゴン陥落』

によって、南ベトナムに解放勢力の優位が確立した」(朝日、5月1日朝刊)、「アジア諸国の中で、サイゴン陥落の報を最も深くも深刻に受け止めているのは、おそらく韓国ではないだろうか」(朝日、5月1日朝刊)、「サイゴン陥落は、いわゆる解放勢力の全インドシナ半島制圧という新事態をもたらしただけではない」(読売、5月1日朝刊)、「サイゴン陥落のニュースで〔在ラオス〕大使館にパスポートを取りに来たベトナム人数十人が、臨時革命政府支持派とサイゴン政権支持派に分かれて乱闘となった」(朝日、5月1日朝刊)など、早い段階から多彩な局面でサイゴン陥落が表現されている。ただし、サイゴン陥落と言及することで、特定の立場を指し示すような報道はみられない。

なお、この時点でアメリカ政府は主たる関心は関係者のサイゴン脱出であった。たとえば、「フォード大統領が…議会がとうてい承認し得ない巨額のサイゴン政府への軍事援助を要請した狙いも、その姿勢をみせることによって、サイゴン政府の軍事的崩壊を防ぎ、時間をかせぎながら、米人、親米の南ベトナム人の大脱出計画を進めることにあった」(毎日、4月30日夕刊)と報じられている。

また、「〔フォード大統領は、引き揚げ完了の声明で〕南ベトナム国民、アジアの同盟国について一言も触れなかった」(朝日、4月30日夕刊)、「〔アメリカでは〕『異国に倒れた5万余の若者の英霊に申し訳ないではないか』といった責任論はどこにも聞かれず、まして『ベトナム住民に多大の迷惑をかけた反省』などほとんどゼロといってよい」(朝日、5月1日朝刊)といった記事は、当時のアメリカ政府の焦点や当該社会の状況をよく反映している。

くわえて注視すべき点として、4月30日紙面にて「『ホー・チ・ミン市』に 革命委 サイゴン市を改称」(朝日、朝刊、ロイター)との見出しで地名の改称を報じた¹⁵⁾。さらに、首都制圧の作戦名が「ホーチミン作戦」の暗号名で呼ばれていたとする報道のなかで、解放通信が「偉大なるホー・チ・ミン大統領の名前をとって“ホー・チ・ミン市”と改名したサイゴンの

町は完全に解放されたのだ」（毎日・読売、5月1日朝刊、ハノイ＝VNA 共同）と伝えたことを報じた。

(3) 戦勝祝賀会へ

5月2日以後の報道は、サイゴンの「ドラマ」報道、新政府の動向、国際社会、とくにアメリカの政治的な態度が中心となった。ここでは、5月2日以後のサイゴンの状況や新政府の動向を中心に報道を引く。

4月30日昼以降、サイゴンの国際通信が途絶えたため、サイゴン以外の地域からのラジオ放送の受信などを通じた報道がなされた。サイゴンの行政機構の整備や北緯17度線の開通などを伝える記事が多いのに対し、今後の方向性を示すような報道が少ない。そのなかで、『『南北結ばれた』ニャンザン社説で強調』（読売、5月4日朝刊、RP＝東京）という見出し報道がなされた。記事には、ハノイ放送が伝えた、5月2日付『ニャンザン』紙の社説が紹介されている。記事の最後に注がつけられており、それを引くと以下になる。

（注）社説は、統一問題について、「南北ベトナムがすでに一つに結ばれた」と強調しているが、南革命政府のビン外相は、サイゴンを制圧する前日の二十九日、「南北統一は段階的に時間をかけて進められよう」と語っていた。／また、南ベトナム臨時革命政府の政治綱領は「民族民主革命」の達成を掲げているだけで「社会主義」という表現はないが、この社説は、北ベトナム労働党および南ベトナム人民革命党（ともに共産党）をさす「党の指導」が強調され、「社会主義」という言葉がはっきりとうたわれている。これまで南ベトナム解放戦線の声明や指導者の発言では「平和、独立、民主、自由の南ベトナム」とされるのが通例だった。／これが従来の路線の変化を意味するのか、それとも北ベトナム労働党と南ベトナム解放戦線との微妙な食い違いを示すものかは、今後の事態を待たねばならない。

これとは別に、「さらに強まるハノイ色 インドシナ まず南北の統一 労働党の指導力が投影」(朝日、5月2日朝刊)との見出しがみられ、パリ協定の勢力バランスが崩れたことが報じられている。視点は異なるものの、「ベトナム 民族和解 なお試練 根深い民衆の不信」(毎日、5月2日朝刊)の見出しで、北部・南部の人びとの政治的、宗教的な側面で和解が一筋縄にはいかないであろう、という報道もみられた。

途絶していたサイゴンの国際通信が5月7日に再開され、それ以後、各紙現地特派員の打電が報じられるようになる。まず、UPI報道が各紙に掲載された。各紙の見出しは「解放のサイゴン 市民と打ちとける兵士 ヤミ市でも買物 教会のミサに顔出す ハノイ経由の初の打電」(毎日、5月8日夕刊、UPI)、「サイゴン 開放的な空気 にぎわうヤミ市 外国人の活動も自由 革命政府下第一報」(朝日、5月8日夕刊、UPI)、「サイゴン 市民生活も平常に 物価やっと安定 米略奪品のやみ市繁盛」(読売、5月8日夕刊、UPI)であり、サイゴンの生活が平常と賑わいを取り戻しつつあること、その空間を共有する人びとが自由な雰囲気を楽しんでいることを報じた¹⁶⁾。

その後、各紙の特派員電が数日の遅延で続く。それぞれ第一報の見出しは「解放祝い大集会 道・公園埋め数十万人 新生サイゴン特集第1弾」(朝日、5月9日朝刊)、「サイゴン 街に平和の喜び 進む清掃、女性も美しく」(読売、5月9日朝刊)、「解放サイゴンから第一報 丸腰で歩く兵士 [チャン・ヴァン・] チャ[一] 議長演説に市民熱狂」(毎日、5月10日朝刊)など、平和を迎えたサイゴンの模様が報じられた。読売新聞の記事結語の「[サイゴン] 市民の多くは来るべき未来について楽観的、といえそうだ。」は、当時の雰囲気を伝えている。さらに「サイゴン 信頼集める解放軍 強奪の犯人射殺」(毎日、5月11日朝刊)、「庶民の暮らしにも活気 サイゴン 都心の露店再会 『同志』一呼びかわす民兵」(朝日、5月12日朝刊)、「再開直後の国道1号線を行く 廃墟の中に雑踏 首都へ野菜満載のトラック スァンロク」(読売、5月12日朝刊)などの見出しがみられ、街の具体的な様相

が伝えられている。読売新聞の記事からは、外国人の移動に規制がかけられていないことが窺える。

また、「サイゴン “生活” 着々軌道に 外貨の使用を禁止 ピアストルに通貨統一」（読売、5月10日朝刊、香港＝AFP時事）、「新生南ベトナムの整備着々 銀行委が通貨管理 ハノイーサイゴン間30年ぶりバス開通」（毎日、5月10日朝刊、バンコクAP＝共同ほか）など、現地サイゴン以外からも、さまざまな整備が進みつつあることが報道された。

今後の政治体制については、『ベトナムは一つ』へ一歩 一体意識、まず強調 急変革避ける革命政府」「選挙で正式政府 南軍事委チャ議長」（朝日、5月11日朝刊）という見出しで報道された。軍事管理委員会議長の発言は、パリ協定を遵守する姿勢にも受け取れる。これに対して、「反米教育始まる」（読売、5月11日朝刊、サイゴン＝共同、ベタ記事）では、以下のように報道された。

メーデーの日に再開されたサイゴンのテレビ放送は、毎晩のように米軍と戦う解放軍のドキュメント・フィルムを流し、サイゴンの市民が初めて接するこれらの実戦場面のフィルムを通じ、ベトナム人民が世界最強の米軍を打ち破った事実を伝えようとしている。

反米教育という側面は否定できないが、さきに引いた「ベトナムは一つ」という意識を醸成させる作用も看過できない。

毎日新聞では、13日以降、「いまサイゴンで」という連載に近い形式で、以下のような見出しで現地報道された。

「いまサイゴンで 二つの文明の出会い 『幸福だよ』と兵士」「いまサイゴンで 虐殺はなかった うわさも聞かず 純情で正直…解放軍兵士たち」（毎日、5月13日朝刊）、「いまサイゴンで “敵の中枢” にいた解放勢力 接収、スムーズ 『陥落の日を待っていた』」（毎日、5月14日朝刊）、

「いまサイゴンで 平静そのもの 中国人街 宝石店も店開く 個人財産もそのまま軒先に五星紅旗も」(毎日、5月14日朝刊)、「いまサイゴンで 苦しみ耐え 建設の歩み 法律なくても秩序」(毎日、5月15日朝刊)。

いずれも30日以降の現地報道を裏付ける記事内容となっている。

戦勝祝賀会の報道は5月11日以降にはじまる。「南北で戦勝祝して休日」(朝日、5月11日朝刊、香港＝AFP、ベタ記事)と第一報があった。南ベトナム革命政府発表で、15日～17日に勝利を祝う休日に指定すると報じている。続けて、このベタ記事では、以下のように報じた。

ファン・バン [ファム・ヴァン]・ドン・ベトナム民主共和国首相は十日、次のような民族大勝利祝賀行事を決定したと発表した。／十五日に大集会とデモ行進を挙行し、十五日、十六日の両日を祝賀のための休日とする。また十五日から二十一日まで全ての公共建築物や一般の民家に国旗を掲揚する」(ハノイ10日＝VNA共同)。

12日の紙面には現地報道が掲載される。「南北同時に記念式典 19日か『サイゴン解放』紙報道」(毎日、5月12日朝刊)¹⁷⁾、『『全土で祝賀行事を』ベトナム労働党が指示」(朝日、5月12日朝刊、サイゴン＝共同)との見出しで報じられた。注目すべき点として、朝日新聞の記事が以下のように報じた。

これは、南ベトナム解放後、同[ベトナム]労働党が出した最初の指示である。このことは、同労働党が南ベトナム革命の過程で重要な役割を果たすことを示唆するものである。

同じように毎日新聞でも「…ハノイの指導力が全ベトナムを明確に支配することを意味するものと受け取られている」と報じている。さらに毎日新聞

の同日夕刊で「ベトナム戦勝記念 15日から『南』『北』全土で」と日付が限定された報道がなされた。記事では、南ベトナム革命政府の発表として「官公署、小学校、病院および小集落では、故ホー・チ・ミン大統領の写真と革命政府ないしベトナム民主共和国（北ベトナム）の国旗を最もよく目立つところに掲げなければならない」と報じた。

祝賀会直前の紙面を引くと、「全ベトナム解放祝賀 あすから開幕
[ヴォー・グエン・] ザップ国防相らサイゴン着」（読売、5月14日夕刊）と報じた。記事は以下のように述べている¹⁸⁾。

サイゴンの町では、故ホ [ー]・チ・ミン大統領の肖像と南北ベトナム国旗が大量に売られているが、解放戦線のある幹部は、赤地に黄色い星を付けた北ベトナムの旗が統一ベトナムの旗だと述べており、この祝賀を機会に“ベトナムは一つ”という政策が南ベトナムで次第に表面化してきている。祝賀会には[フィン・タン・] ファト [ファット] 首相はじめ南北ベトナム要人が列席するものとみられ、南ベトナムにとって重要な政治的意味を持つことになろう。

ここで指摘される「政治的意味」の一つには序列が含まれよう。この点について、5月15日の毎日新聞夕刊記事（ハノイ VNA = 共同）が報じた。祝賀会列席者の出迎えがなされた報道の後、以下のように注記している。

【注】 ファン [ファム]・フン・ベトナム労働党書記局員が姿を現したのは六七年以来ざっと八年ぶり。この報道で同政治局員が党南ベトナム委員会 [南部中央局] 書記の肩書きを持っていることも初公表され、解放勢力の「地下組織」が公式に確認された。／また出迎えに現れた南ベトナム解放勢力首脳の序列の中でフン政治局員がトップに挙げられていることも、同氏が[グエン・フー・] ト解放戦線議長、ファト首相らをしのぐ最高指導者であることをうかがわせている（共同）。

(4) 企画・特集記事

関連する企画記事は、4月30日を前後して多岐にわたる。ここでは、掲載時期は異なるものの、4月30日をめぐる現地特派員の体験をベースにした企画記事を取り上げる。

毎日新聞には、5月12日朝刊から「陥落サイゴン72時間」という企画記事が掲載された。10回連載の初回冒頭に「本社は断末魔のサイゴンを取材した五特派員の体験と海外支局からの報告をもとに“首都解放”のクライマックスに至るサイゴン最後の三日間を再構成してみた」とある。

同連載を引くと、まず28日夕方に市街戦が激化した。『『戦争』がこれほどまでサイゴンの中心部を襲ったことはない。六八年のテト攻勢で米大使館などが攻撃されたが局地的なものにとどまっている』（12日）、「おそらくサイゴンが初めて経験する対空砲火であろう」（13日）。そして、パリ協定が破綻しつつあることが「サイゴンのだれもが願っていたサイゴン、第三勢力、解放勢力の連合政府が作られる見込みは時間とともに急速になくなりつつあった」（13日）とのことばで語られる。翌29日未明、解放勢力がタンソンニャット空港を攻撃し、サイゴンの「西の一角が赤く染まっていた」（14日）。アメリカ政府がヘリコプターでの脱出（4号作戦）を決定した記事をはさみ、「…常駐の古森がギリギリの段階まで残り、ベトナムのひとつの時代が終わるのを見届けることになった」と報じた（15日）。

また「このところ連日、六千人近いベトナム人が国外に逃げている」（15日）と、サイゴンのパニックとも呼べる状況を伝えている。続けて、アメリカの撤収とともに行動する記者4名をめぐる状況が「徳岡、鈴木、加藤の三人は『ベトコン』に殺されると信じこんだベトナム人と共に、USISから、まだ行く先がわからないカーキ色のバスに乗った。そこまで一緒だった升岡は、残留の古森を案じて『やっぱり、オレは残ろう』と言って去っていった」「ここにいる〔ベトナムの〕群衆は、脱出者か、さもなければ略奪者だった」（16日）と報じられた。

その後、アメリカの撤収とその舞台裏の報道が続き、再びサイゴンに目が

転じられる。「二十九日午後。総攻撃はいつか—サイゴンにいるすべての人の胸にわだかまる問題はこれしかなかった。サイゴン側に兵士はいたが、もはや軍隊と呼べるものはなかった」（19日）と伝え、秘密裡に進められていたホーチミン作戦について解説している。さらにアメリカ空母上でのドラマ模様が報じられた後、「四月三十日午後零時十分、青と赤の二色旗に金星の革命政府旗をなびかせた PT76 型戦車が三台。妥協のないキャタピラーの音を響かせ、[大統領官邸の] 門柱を押しつぶして、前庭の芝生を踏みしだきながら進んできた」（21日）と伝えている。結びのことばは、「陥落と解放——。いまサイゴンは歴史の転換を目撃しているところであった」（21日）であった。

記事には、4月中の南ベトナムをめぐる政治・軍事動向および付随するパリ協定破綻の様相、ヴァーチャルな共産主義なるものへの恐れ、言い換えれば、戦後アメリカ型のプロパガンダの浸透が「うわさ」として蔓延している状況が如実に現れている。そして、結びのことばに鮮明に表れているように、サイゴン陥落／解放が表裏一体的な現象として捉えられていることも明瞭にわかる。



図 1-a 『毎日新聞』 1975 年 4 月 30 日朝刊報道紙面（一面）
出典：『毎日新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、817 ページを転載。



図 1-b 『毎日新聞』 1975 年 4 月 30 日夕刊報道紙面（一面）
出典：『毎日新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、837 ページを転載。



図 1-c 『毎日新聞』 1975 年 5 月 1 日朝刊報道紙面（一面）
出典：『毎日新聞』（縮刷版）1975 年 5 月、1 ページを転載。



図 2-a 『朝日新聞』 1975 年 4 月 30 日朝刊報道紙面（一面）
出典：『朝日新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、935 ページを転載。



図 2-b 『朝日新聞』 1975 年 4 月 30 日夕刊報道紙面（一面）
出典：『朝日新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、959 ページを転載。



図 2-c 『朝日新聞』 1975 年 5 月 1 日朝刊報道紙面（一面）
出典：『朝日新聞』（縮刷版）1975 年 5 月、1 ページを転載。



図 3-a 『読売新聞』 1975 年 4 月 30 日朝刊報道紙面（一面）
出典：『読売新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、869 ページを転載。



図 3-b 『読売新聞』 1975 年 4 月 30 日夕刊報道紙面（一面）
出典：『読売新聞』（縮刷版）1975 年 4 月、889 ページを転載。



図3-c 『読売新聞』1975年5月1日朝刊報道紙面（一面）
出典：『読売新聞』（縮刷版）1975年5月、1ページを転載。

以下、（下）に続く。引用文献・英文要旨は（下）に一括掲載。

IV 「サイゴン報道」の変遷

- (1) 戦勝祝賀会の報道
- (2) サイゴン陥落へのプロローグ
 - (a) 4月30日以後—1ヶ月間の動向
 - (b) 「解放／陥落」へのプロローグ
 - (c) 二分法へのアフォリズム

V むすびにかえて——「サイゴン報道」の舞台装置

註

- 1) 近藤紘一は、『サイゴンのいちばん長い日』の後、『サイゴンから来た妻と娘』

（文藝春秋社、1978年）を著している。同書には「ベトナム難民の涙」と題した章がある。また、1978年3月20日付の同書あとがきには、「1975年4月30日、サイゴンは陥落した」と記されている（近藤 1981：258）。このことから、ボートピープルの発生という出来事が一つの契機になって、サイゴン陥落が含みをもったタームとなった可能性が想定される。ここでは文春文庫版を参照した。

- 2) なお、近藤絃一は、前掲書によれば、1975年5月24日に帰国の途についている。したがって、時系列的にみて、古森（1985）の叙述する「サイゴンの悲しみ」を目撃していないことになる。
- 3) 朝日新聞の記事データベースで「サイゴン解放」を検索すると、初出が1965年3月10日付朝刊であった。同紙特派員が南ベトナム解放民族戦線（解放戦線）の写真撮影担当者と交わした会話したなかで「…われわれはじきにサイゴンを解放しますから…」という回答を得て、記事の見出しを「すぐサイゴン解放」としている。
- 4) 拙稿（2020）において、サイゴン解放とサイゴン陥落とのニュアンスが異なることを指摘したものの（大塚 2020：30）、その歴史性に対して必ずしも自覚的ではなかった。したがって本稿は自らの論考に対する批判的研究でもある。しかしながら、これは、付記で述べた山元氏の発言が同時代的なコンテキストからの語りであった可能性を必ずしも否定するものではない。
- 5) 以下の引用は、翻訳書（チュオン・ニュ・タン 1986）に依拠している。必要に応じて、原著（Truong Nhu Tang 1986）を参照し、翻訳過程での誤植と思われる箇所については、[] 内に原著からの筆者の訳を加筆した。
- 6) Truong Nhu Tang（1986: 264）では、the Northern republic となっている。ベトナム民主共和国を指すと考えられる。
- 7) 1975年出版の同書の当該部分を読むと「しかしパレードを終えた戦車がそのまま市中心部の大通りに分散し、午後遅くまでキャタピラの音を響かせながら走り回っているのを目にした時、やはりあまりいい気持ちがしなかった」（近藤 1975：226）となっている。
- 8) 第Ⅲ章とⅣ章では、4月から8月までの新聞報道に限定するため、それ以前のベトナム戦争をめぐる動向には原則として言及しない。
- 9) ここでは大まかな傾向を示すのみとする。三紙の報道には、記事の関連付けなどの面でそれぞれの特色がある。本稿では一部を言及するにとどめて、各紙報道の濃淡についての考察は稿を改めて検討したい。
- 10) 当該人物はベトナム戦争時、チュー大統領と呼ばれていた。記事引用以外では、ベトナム語の綴りに即して（グエン・ヴァン・）ティエウ大統領とする。
- 11) 以下、三紙の各種見出しの引用に際しては、（ ）に新聞社名、日付、朝刊・夕刊の別を示す。ベタ記事の場合、それを明記した。また、署名記事、共同

やAPほかを原則として区別していないが、とくにIV章では必要に応じて明示した。紙面中のいわゆる識者のコメントは割愛した。なお、人名・地名表記を含めて原文ママとし、場合によって〔 〕に補足説明を加えた。

- 12) 南ベトナムの政治局面の報道が減少した一因として、第1次カンボジア内戦の終了(4月17日)の時期に重なり、その報道に多くの紙面が割かれたことがあげられる。
- 13) ビンロン省はベトナム共和国期に存在し、当時の首都サイゴンの北方に位置していた。現行行政区分のヴィンロン(Vinh Long)省とは異なる。
- 14) 第1次カンボジア内戦の終了報道(4月17日夕刊)では、各紙が一斉に「ブノンベン陥落」(毎日・読売)、「ブノンベン、陥落」(朝日)と一面カット見出しで報じた。
- 15) 毎日新聞および読売新聞は同日朝刊で、同じくロイター電として「サイゴン市がチ・ミン市に名称変更される」と伝えた。
- 16) 毎日新聞の記事には「商売人が街角に露店を開き、一本約一ドルで臨時革命政府の旗を売り始めた。旗は降伏当日のうちに事実上すべての建物と乗り物に掲げられた」「五月一日外国人報道陣は、その職務を続行し、どこでも好きな場所に旅行してよいと告げられた」とある。
- 17) 19日という日付は記者の推測であり、現地報道紙面では日付を指定していないと報じている。Sai Gon Giai Phong 紙については「日刊紙『解放サイゴン』も発行」(毎日、5月5日朝刊、バンコク共同)、「解放紙一号が発行 サイゴン」(朝日、5月5日朝刊、バンコク=AP)と、いずれも4日に発行されたと報じている。なお、同紙のオンライン記事によれば、第1号の発行は1975年5月5日とされている(Bao SGGP, 05/05/2015)。また「サイゴンで『解放日報』紙発行」(毎日、5月3日朝刊、ベタ記事)との見出しで、5月2日から中国語で『解放日報』が発行されたと報じられた。この点について、読売新聞でも企画記事「ホ〔ー〕・チ・ミン市」のなかで「解放の日から華字紙『解放日報』を出したバ・ダイさんは、仲間とともにジャングルから印刷機を持ってショロン[チョロン]に出てきた」(読売、6月1日朝刊)と伝えた。SGGP紙は現在、中国語版も発行されている。ただし上記の華字新聞と同一紙なのかは定かでない。ベトナム語の新聞に先駆けて、華字紙が発行されていたとすれば興味深い。新聞の発行という点では「[サイゴンで]北ベトナム二紙[Nhan Dan, Quan Doi Nhan Dan]売り出す」(朝日、5月8日朝刊、ハノイ=AFP時事、ベタ記事)との見出し記事がみられる。
- 18) ヴォー・グエン・ザップは15日、ハノイでの式典に参加したことが報じられている(読売、5月16日朝刊)。

[亜細亜大学国際関係研究所規程]

(2021 年 2 月 22 日、教授会決定)

(名称)

第 1 条 亜細亜大学学則第 9 条第 2 項に基づき、亜細亜大学国際関係学部に亜細亜大学国際関係研究所 (Research Institute for International Relations, Asia University) (以下「本研究所」という) を附置する。

(目的)

第 2 条 本研究所は、国際関係に関連する分野を研究、調査し、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本研究所は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 所員の研究活動の助成
- (3) 海外の研究機関、研究者との交流
- (4) 機関誌『国際関係紀要』、その他の発行
- (5) その他、本研究所の目的達成に必要な事業

(構成)

第 4 条 本研究所は、次のものをもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 所員

(所長)

第 5 条 所長は、本研究所を統括し、これを代表する。

2. 所長は、国際関係学部教授会が教授の中から選出する。
3. 所長の任期は 2 年とする。ただし、重任を妨げない。
4. 所長が任期中に辞任したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(所員)

第 6 条 所員は、国際関係学部の専任教員とし、第 2 条の目的に添う研究、調査を行い、研究成果を機関誌に発表する。

(所員会議)

第 7 条 所員会議は、毎年 1 回開催する。ただし、所長は必要に応じて、臨時に招集することができる。

(選営委員会)

第8条 本研究所に運営委員会を設け、運営に関する事項を審議する。

2. 運営委員会は、所長を議長とし、所員会議で承認された運営委員若干名で構成する。

3. 運営委員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

(編集委員会)

第9条 第3条第4号の事業（機関誌、その他の発行）を行うための編集委員会を置く。

(会計)

第10条 本研究所の運営は、大学からの補助金、寄付金、およびその他の収入による。

(事業報告)

第11条 本研究所の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとし、事業報告を所員会議に提出するものとする。

(規程の改正)

第12条 本研究所規程の改正は、所員会議において出席者の過半数の同意を得て決定するものとする。

(付則)

本規程は、2021年4月1日から施行する。

『国際関係紀要』投稿規程

(2017 年 7 月 27 日改訂)

1. 投稿資格

- (1) 本紀要への投稿者は、亜細亜大学国際関係研究所の所員であること。
- (2) 共著論文を投稿する場合には、前項に定める所員が第一著者であること。

2. 紀要論文の掲載要件

- (1) 本紀要に掲載する論文は、国際関係分野の研究もしくは教育に関するものであること。
- (2) 投稿論文に対して匿名審査員による審査を行い、掲載の可否を決定する。

3. 原稿の形式

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 原稿はワープロまたはパソコン入力・印刷したもの（40 字 × 40 行、英文はダブルスペースで 80 字 × 25 行）を 1 部提出する。
- (3) 審査を経て投稿が決定したあとは、電子ファイルで提出する。
- (4) 注は、通し番号による一括後注方式かハーヴァード方式とする。

4. 原稿枚数等

- (1) 原稿の枚数は、以下の通りとする。

①論文

- (a) 日本語原稿は、20,000～32,000 字程度（図表等を含む。以下同じ）。
- (b) 英文原稿は、5,000 ワード程度～13,000 ワード程度。

②研究ノート

- (a) 日本語原稿は、16,000 字程度。
- (b) 英文原稿は、4,000 ワード程度。

③書評（書評論文と書評を統合）

- (a) 日本語原稿は、8,000～12,000 字程度。
- (b) 英文原稿は、2,000 ワード程度～4,800 ワード程度。
- (c) 対象となる書籍は、特に歴史的かつ文献学的意味を持たない限り、原則として執筆時に発行年より 5 年を経過していないものとする。

④研究動向（資料と通信）

- (a) 日本語原稿は、2,000～4,000 字程度。

(b) 英文原稿は、1,000 ワード程度。

(c) 近年の研究動向を紹介する。

⑤国際関係分野の教育

(a) 日本語原稿は、2,000～12,000 字程度。

(b) 英文原稿は、1,000 ワード程度。

(c) 国際関係分野の教育実践例などを紹介する。

⑥その他、国際関係研究所運営委員会が投稿を可とした原稿

(a) 日本語原稿・英語原稿ともにとくに文字数は定めない。

(b) 投稿予定者は、事前に運営委員会に相談の上、投稿の許可を得る必要がある。

- (2) 日本語原稿には、英文要旨を添付して提出する。英文要旨の長さは、論文、研究ノート、書評、研究動向、国際関係分野の教育、その他の原稿のいずれについても、500 ワード以内（厳守）とする。ただし、論文以外については、英文要旨を省略してもよい。

5. 著作権

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者本人に帰属する。
(2) 第1項に関わらず、国際関係研究所は本紀要に掲載された論文等を電子化し、それを公表する権利を有し、著作者はこれを許諾するものとする。

6. 別刷り

採用された原稿には、別刷り 50 部を無料で進呈する。

7. その他

その他の場合は、必要に応じて編集委員会が指示する。

前号（第30巻 第1・2合併号 学部開設30周年記念号）目次

国際関係学部開設30周年記念号の刊行を祝して……………	学長 大島 正克
国際関係学部開設30周年に寄せて……………	国際関係学部長 新井 敬夫
回顧：国際関係教育の開拓30年の歩み……………	名誉教授 小川 春男

論 文

子どもの教育と人口調整——マルサスとコールリッジの道德教育論……………	池亀 直子
メコンデルタにおける農業景観とその変貌に関する序論——地理・歴史学的な視点から……………	大塚 直樹
外食企業の国際化戦略——サービスにおけるコンセプトの概念を中心に——……………	金 炯中
植民地近代をめぐる不協和音：韓国の「九龍浦近代歴史館」の文化財登録と『韓国内の日本人村』の九龍浦史を中心に……………	金 賢貞
留学生が外部の人へのメールを書く際の調整行動——ビジネス日本語教育への応用の観点から——……………	小竹 直子
海外体験学習プログラム参加学生報告書の分析： 「多文化フィールドスタディー（フィリピン）」……………	小張 順弘
戦時動員と排除：第二次世界大戦下の南カリフォルニア漁業と国防……………	今野 裕子
The Perils of Modernization, both ‘Yellow’ and ‘White’: the ramifications of Japan’s 1905 Victory over Russia in Claude Farrère’s <i>La Bataille</i> ……………	Peter TURBERFIELD
2020年ロシア憲法改正の射程——プーチンの政治的遺産……………	永綱 憲悟
新型コロナウイルス感染拡大に伴う運動部活動の長期休止が青年期サッカー選手 の体格・体力と認知機能に及ぼす影響……………	東浦拓郎, 多賀健

研究ノート

国連女性差別撤廃委員会第73・74・75・76会期における審議状況……………	秋月 弘子
MMTと日本の「財政危機説」の誤り……………	江川美紀夫
ナガランドとマニプルの精霊信仰……………	小磯 千尋
中国における労働模範の身体表象に関する一考察……………	高山 陽子
中尾佐助と新京都学派……………	中野 達司
シリアへのアプローチに関する一考察——民話と伝統文化からの可能性——……………	新妻 仁一
インドネシアにおける世論調査——データとその解釈……………	増原 綾子
中国社会のデジタル管理——「金保工程」から政務ソフト企業まで——……………	三橋 秀彦

〔編集後記〕

前号に引き続き、紀要編集を担当させていただきました。

この3カ月間でコロナ・ウイルスのワクチン接種が進み、人と会えば挨拶代わりにまずワクチンの話ということも多くなりました。研究対象の国・地域におけるウイルスの蔓延状況、ワクチン接種の進み具合や、現地にいる知り合いの無事を確認することが日課になった先生方も多いことでしょう。春学期は対面とオンラインを併用する「ハイブリッド授業」も実施されましたが、学生が教室に現れず広い教室で一人ボツとオンライン授業を行うという、コロナ禍ならではの体験をした先生も少なからずおられたことと思います。様々な心配や新しい経験のなかであって、研究・教育に励みながら生活することができることに感謝しながら、1日も早いコロナ禍の収束を祈る毎日です。

前号に引き続き、今号でも松籟社の木村浩之さんには大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(編集担当 増原)

【紀要編集委員】（○印…委員長）

荒井 将志 大野 亮司 金 炯中 小磯 千尋
今野 裕子 ○中野 達司 増原 綾子

【執筆者紹介】（執筆順）

教 授 栗原 孝（社会学）
准 教 授 大塚 直樹（人文地理学）

国際関係紀要 第31巻 第1号

2021年9月20日発行

編集者
発行者 亜細亜大学国際関係研究所

〒180-8629

東京都武蔵野市境 5-8

電話 0422（36）7379～80

制 作 松籟社

〒612-0801

京都府京都市伏見区深草正覚町 1-34

電話 075（531）2878

**JOURNAL OF
INTERNATIONAL RELATIONS**
ASIA UNIVERSITY

VOL.31

September 2021

No.1

ARTICLES

Visualization of the Invisible:

Unavoidable Problems Caused by the Hybridization of Cyberspace and the Real World.
..... Takashi KURIHARA (1)

Dramaturgy on Newspaper Coverage of Saigon (1)

..... Naoki OTSUKA (55)

**RESEARCH INSTITUTE FOR
INTERNATIONAL RELATIONS
ASIA UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN**